

地域自治推進条例の運用状況検討報告書

条例施行後3年間の運用状況と今後の取組み

豊中市市民協働部コミュニティ政策室

平成27年（2015年）2月

はじめに

豊中市は、自治基本条例に定める地域自治の実現に向けて平成 24 年（2012 年）に地域自治推進条例を施行し、豊中スタイルの新たな地域自治の仕組みを創設しました。これに基づき、地域コミュニティの活性化と小学校区を単位とした地域の連携・協働の仕組み（＝地域自治組織）づくりに取り組んでいます。

この地域自治の仕組みを持続可能なものとしていくために、条例の附則において、施行後 3 年以内に地域自治の推進状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて運用状況を検討すべきこと、また、検討結果に基づいて必要な措置を講じるべきことを定めています。

この規定に基づき、施行後 3 年目にあたる平成 26 年度（2014 年度）に条例の運用状況を点検し、地域自治の取組み成果と課題を明らかにするとともに、今後必要な取組みについて検討しました。

検討にあたっては、地域自治の取組み校区の皆さまには、事例発表やアンケートへのご協力をいただき、また、市民の皆さんをはじめ、市民公益活動推進委員会などから、多くの貴重なご意見をいただきました。心からお礼を申し上げます。

目次

I	地域自治推進条例の運用状況の検討結果	1
1.	地域自治推進の取組み成果と課題	1
2.	地域自治推進条例の見直しについて	1
3.	今後の取組みの方向性	1
II	地域自治の推進状況	2
1.	市の取組み	2
2.	地域の取組み	8
III	地域自治をとりまく社会経済情勢	17
1.	豊中市の現状	17
2.	参考データ	17
IV	条例の運用状況および見直しについての意見	20
1.	意見を聴く取組みの実施状況	20
2.	意見の概要	20
	参考資料	30
1.	豊中市地域自治推進条例制定の取組み	30
2.	地域自治推進に関する条例・規則等	31
3.	地域自治の取組みに関するアンケート調査票	40

I 地域自治推進条例の運用状況の検討結果

1. 地域自治推進の取組み成果と課題

地域自治推進条例に基づき、市は、内部の情報共有・連携の体制を整えて、地域担当職員が地域の自主的・自発的な取組みを支援しています。その結果、3校区で地域自治組織が設立され、4校区で組織設立に向けた検討が進められています。今後、より多くの校区に取組みを広げていくためには、地域自治についての理解を深めることが課題です。

また、取組みを進めている校区では、地域自治の5原則に基づいて活動することで、地域課題の共有が進むとともに、活動への新たな参加者や運営の担い手が増えるなど、徐々に成果が現れてきています。今後、取組みを継続・発展させていくために、地域の情報共有や住民のつながりづくり、新たな人材の発掘などが課題となっています。

2. 地域自治推進条例の見直しについて

地域自治推進条例の附則の規定に基づき、施行後約3年間の運用状況について検討しました。その結果、現時点ではまだ地域自治の目的や必要性についての周知段階にあり、地域自治についての理解を深めることが最大の課題であることを確認しました。

このため、今回は条例の見直しは行いません。地域への働きかけや説明等の手法・内容を改善・充実し、引き続き地域自治の理解促進と地域の取組みへの支援等を行います。

今後も、定期的に条例の運用状況を検討し、必要に応じて見直しや改善を行いながら、地域自治の取組みを推進します。

3. 今後の取組みの方向性

(1) 地域自治についての理解の促進

地域自治の目的や必要性の理解がまだ十分ではなく、取組みの負担に懸念を抱いている地域もあります。また、市の各部局が地域課題に対応していく際には、地域自治について理解し、地域担当職員と連携していくことが求められます。

このため、市内部の情報共有・連携を強化するとともに、地域ごとの将来の姿を人口推計等により数値化するなど、取組みに関わる情報提供を充実して、地域自治についての理解を深めていきます。取組みに対する地域の不安を解消するためには、地域担当職員が地域の状況を十分に把握し、できることから少しずつでも取組みを進めていけるよう、働きかけの工夫をします。

(2) 地域コミュニティ活性化の基盤の整備

自治会やマンション管理組合などの住民組織は、地域の住民相互のつながりをつくる基礎的団体です。公民分館や校区福祉委員会など各種団体の活動を支えるなど、地域自治の基盤となる重要な役割も果たしています。校区単位で地域自治の取組みを進めていくのと同時に、自治会等の住民のつながりづくりや活動の活性化など、地域コミュニティの基盤づくりの支援を強化します。

(3) 取組みの担い手の発掘・育成

地域における担い手の育成は大きな課題の一つです。子どもや若い世代、女性など多様な人たちが地域活動に参加できるような取組みを促進するとともに、地域内外のNPOや事業者、学生などがそれぞれの経験や専門性を地域の課題解決に活かせるよう、民間人材が地域の取組みに関わる方策を検討します。

II 地域自治の推進状況

1. 市の取組み

(1) 市の取組み成果と課題

項 目	成 果	課 題
地域自治の周知 取組み気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○説明会（10 校区）や出前講座（15 校区）を実施。 ○制度の検討段階でモデル事業を実施した 2 校区のほか、新たに 7 校区で地域自治の取組みが開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域自治の目的や必要性、制度等についての理解の促進。 ○地域自治に対する団体（住民）間での意識の違い（温度差）の解消。
地域自治の取組み支援	<ul style="list-style-type: none"> ○3 校区で地域自治組織が設立。 ○4 校区で地域自治組織の設立に向けて検討中。 ○2 校区で取組み開始に向けた意見交換を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性の把握と信頼関係の構築。 ○地域自治組織や検討組織の組織運営力（事務力）の向上支援。 ○地域自治組織活動交付金の対象事業の要件の明確化（既存事業に充てる場合の要件としている「事業の拡充」の基準等）
市内部の情報共有・連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と行政をつなぐ役割を担う、専任の地域担当職員を配置。 ○市内部の体制（＝協働推進本部会議）を構築し、各課の窓口となる職員（＝協働推進員）を選任。 ○各課が把握する地域情報を、日常的に相互共有する意識の向上。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域自治の目的や必要性、制度等についての理解の促進。＜再掲＞ ○地域の課題解決に向けた取組み事例の共有。
地域と行政の総合的な関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域自治組織により「地域の総意」が形成されることから、地域の課題や要望への対応が円滑化、迅速化。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域課題に関する地域と行政の役割分担の明確化（地域自治組織が作成する「地域づくり活動計画」への記載を想定）。 ○「地域の総意」であると認めるか否かの判断（どのような過程を経て合意形成に至ったものを総意とみなすのか）。 ○地域と行政の相互理解の促進と協働意識の醸成。

(2) 市の取組みの実施状況

地域自治推進条例に基づく市の取組みについて、条例の構成に沿って整理しました。

① 目的・定義・基本理念（第1条～第3条）

豊中市地域自治推進条例は、地域と市それぞれの仕組みを整えることにより、地域自治の発展に寄与することを目的としています。市は、豊中の市民力・地域力を総合的につなぎ、より効果的に発揮できるようにすることで、地域と市が協力・連携してより良い地域づくりを進められるよう、地域自治の取組みを進めています。

地域自治を推進していくときの基本理念として、「地域住民の主体性」と「段階的な取組み」を定めています。これが、本市の地域自治推進の特徴である、“豊中スタイル”です。

地域自治システムの基本的な考え方（＝豊中スタイル）		
目的（第1条）	基本理念（第3条）	地域自治の原則（第4条）
○地域の住民、団体および市が、相互に連携・協働して地域づくりに取り組むために必要な仕組みを整備する。 ○これにより、自治基本条例に規定する「地域自治」の推進を図り、地域自治を発展させる。	○地域住民が主体となって取り組み、地域コミュニティを活性化すること。 ○地域自治組織の形成・活動を通じて地域自治の仕組みを継承・発展できるよう、段階的に取組みが進められること。	○自主性の尊重と対等の原則 ○民主性の原則 ○地域資源尊重の原則 ○補完性の原則 ○情報共有・参画・協働の原則

② 地域自治の原則（第4条）

市は、地域自治の原則に基づいて地域自治の取組みを進めています。たとえば、地域自治組織認定の審査項目の一つに、この原則を位置付けています。

また、各地域で地域自治に取り組む際にも、地域担当職員がこの原則について地域の皆さんに説明し、原則を踏まえた取組みを進めていくことを助言しています。

③ 地域住民および市の責務（第5条・第6条）

市は、地域自治の取組みへの関心を高めていくため、校区説明会や出前講座等で丁寧に説明し、意見交換を重ねています。また、地域の皆さんが地域自治の取組みを進めていくときには、掲示やホームページ等でのこまめな情報発信や担い手の公募など、初めての人も参加しやすい環境づくりに努めるよう、地域担当職員が助言等を行っています。

地域自治の推進に必要な施策として、市は、地域担当職員の配置や助成等の支援（第8条）、市の内部の体制整備（第12条）などを行っています。

④ 地域自治組織の認定等（第7条）

「地域自治組織の認定に関する確認事項」（34 ページ参照）を定め、地域自治組織の認定を行う際に、要件を満たしているかを確認しています。

また、地域自治推進条例施行規則（33 ページ参照）第2条～第5条において、認定申込みの添付書類、届出事由、取消事由などについて定めています。

【参考データ】平成26年度は、平成27年1月末現在の実績

年度	H24	H25	H26	計
新たに認定を受けた地域自治組織の数（団体）	1	0	2	3
組織設立に向けた検討会の設立数（団体）	1	2	3	6

⑤ 地域の取組み段階と市の支援等（第8条）

市は、基本理念に基づき、全市一斉に一律の進め方で地域自治を推進するのではなく、それぞれの地域に合った進め方を地域の皆さんと一緒に考え、段階的に支援等を行っています（次ページ参照）。

1) 説明会・意見交換会など

地域自治への理解を深め、取組みの機運を高めていくため、校区単位の説明会や意見交換会などを実施しています。

【参考データ】平成26年度は、平成27年1月末現在の実績

年度	H24	H25	H26	計
説明会等（一般向け）の実施回数（回）	4	0	0	4
説明会等（一般向け）の参加者数（人）	93	0	0	93
校区説明会の実施回数（回）	8	3	1	12
校区説明会の参加者数（人）	306	51	60	417
出前講座の実施回数（回）	22	12	5	39
出前講座の参加者数（人）	444	230	143	817

2) 地域担当職員による支援（助言・情報提供など）

地域の皆さんが取組みを自立・発展していけるよう、地域担当職員が地域の状況に応じて事務の補助や組織運営への助言などの支援をしています。

また、校区単位の統計情報、地域の課題に関する行政情報、他地域・他市の取組み事例、取組み手法など、組織運営や活動に必要な情報を、随時、地域の皆さんにお届けしています。

【参考データ】平成26年度は、平成27年1月末現在の実績

年度	H24	H25	H26	計
地域自治に関する情報誌の発行回数（回）	0	1	0	1

3) 地域の人材育成（専門家の派遣等）

組織運営や広報、仲間集めなど、地域活動を継続・発展させていくために役立つ知識や技術を学ぶマネジメント講座を、市民活動情報サロンで開催しています。

また、まちあるきやワークショップなどを実施する際に、地域担当職員が補助したり、専門家を派遣したりすることにより、地域の担い手が経験を重ね地域単独でも実施できるよう、支援しています。

4) 機材の貸出し等

地域の皆さんがスムーズに活動を進めていけるよう、必要に応じてパソコンやプロジェクターなどの機材を貸し出しています。

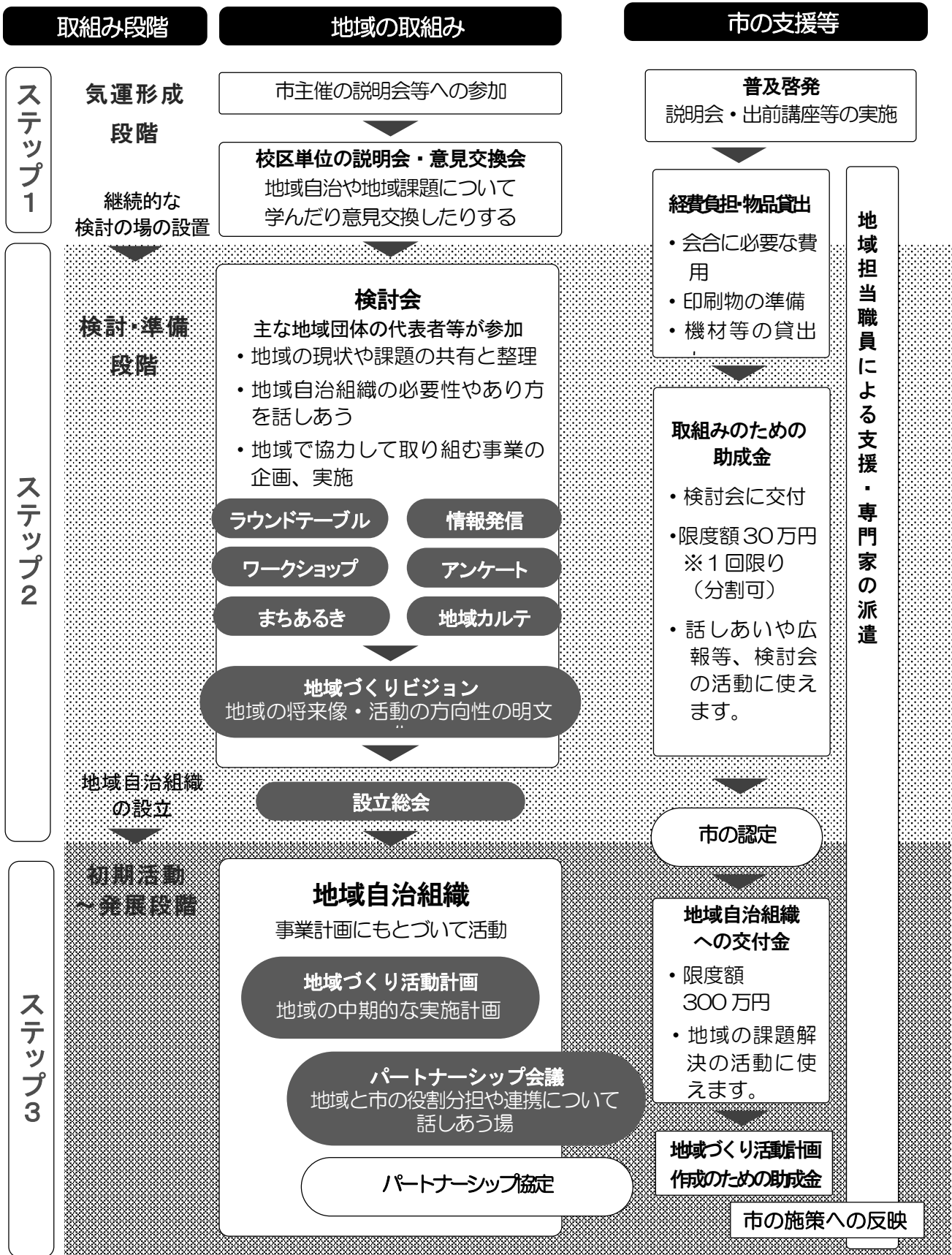
5) 助成金の交付

地域自治組織と、地域自治組織の形成に向けて取り組む組織に対する助成、また、地域づくり活動計画の策定に対する助成の制度を創設しました。

【参考データ】平成26年度は、平成27年1月末現在の申込み件数と助成見込み額

年度	H24	H25	H26
地域自治助成金を受けた組織数（団体）	1	3	5
地域自治助成金の交付総額（円）	35,000	472,826	621,000
地域自治組織活動交付金を受けた組織数（団体）	1	1	3
地域自治組織活動交付金の交付総額（円）	758,000	2,526,000	5,692,000
地域づくり活動計画策定助成金を受けた組織数（団体）	0	0	0
地域づくり活動計画策定助成金の交付総額（円）	0	0	0

■地域の取組み段階と市の支援等



地域担当職員による支援・専門家の派遣

⑥ 地域づくり活動計画の策定（第9条）

認定を受けた地域自治組織は、地域の将来像の実現に向けて総合的および計画的に活動していくために、「地域づくり活動計画」を策定するよう努めることを定めています。

この計画の策定は義務ではありませんが、地域の課題解決に向けて継続的に取り組んでいくためには、単年度の事業計画だけでなく、3年～5年程度の中期的な計画も必要となります。このため、地域担当職員が、地域づくり活動計画の必要性について地域自治組織の会合等で説明するなどして、策定を促しています。

【参考データ】平成26年度は、平成27年1月末現在の実績

年度	H24	H25	H26
地域づくり活動計画を策定した地域自治組織数（団体）	0	0	0

⑦ パートナーシップ会議（第10条）

認定を受けた地域自治組織と市は、地域づくり活動計画の内容その他重要な地域の課題について情報を共有し、その課題解決に向けて協議するための「パートナーシップ会議」を開催することができます。

地域づくり活動計画を策定している地域自治組織が無いことから、「パートナーシップ会議」と銘打った会議の実施や協定締結の事例はありませんが、個別の問題や課題が出てきた際に、必要に応じて地域自治組織と市の関係課が話し合いの場を持つなどの対応をしています。こうした場の設定にあたっては、地域担当職員が両者の調整等を行っています。

【参考データ】平成26年度は、平成27年1月末現在の実績

年度	H24	H25	H26
パートナーシップ会議を実施した地域自治組織数（団体）	0	0	0
パートナーシップ協定を締結した地域自治組織数（団体）	0	0	0

⑧ 活動報告等（第11条）

認定を受けた地域自治組織に対し、会議や事業の記録など活動の内容がわかる書類、決算書、金銭出納帳の写しなどの提出を求めています。提出された書類は、市の担当窓口（市民協働部コミュニティ政策室）で保管し、閲覧の求めに応じて公開します。

地域自治組織の活動報告書は、市に提出するためだけに作成するものではなく、地域住民への説明のためにも必要な書類です。このため、地域担当職員が、それぞれの地域においてもホームページ等で情報発信するなど、活動の透明性・公開性を高めておくことについて助言しています。

【参考データ】平成26年度は、平成27年1月末現在の実績

年度	H24	H25	H26
ホームページを作成している地域自治組織数（団体）	1	1	2

⑨ 市の推進体制の整備等（第 12 条）

豊中市の地域自治の仕組みは、地域側と市側の双方の仕組みを整えることにより、地域と行政が連携・協働して地域の課題解決を推進していこうとするものです。その市側の仕組みとして、地域自治を総合的に推進するため、市の体制整備や職員の育成等の施策を実施すべきことを定めています。

1) 地域担当職員の配置

市民協働部コミュニティ政策室に、地域自治組織の形成や活動の支援など地域自治の推進を担当する専任職員（＝地域担当職員）を配置しています。現在、市域を南北に分け、それぞれ 3 人 1 グループで担当しています。

地域担当職員は、地域と行政をつなぐ窓口となり、地域の皆さんが地域の課題解決に向けて取組みを進めていけるよう、必要な情報を提供したり、市の関係部局との連絡調整を行ったりしています。また、より多くの人々が地域自治組織や検討会の活動に関われるよう、組織運営への助言等を行っています。

2) 市の組織内の連携の確保その他必要な体制の整備

市の各部局が地域課題に関する情報を共有し、解決に向けて協議し、連携していくための体制として、平成 24 年度（2012 年度）から、市長・副市長や各部局長からなる協働推進本部会議を設置しています。また、本部会議のもとに、すべての課・室に協働推進員を配置しています。

協働推進員は、地域担当職員と協力・連携して地域の課題に対応します。

3) 職員の育成

協働や地域自治についての職員の理解を深めるため、毎年度、新規採用職員や管理職員など階層ごとに職員研修を実施しています。

【参考データ】平成 26 年度は、平成 27 年 1 月末現在の実績

年度	H24	H25	H26
地域担当職員の配置数（人）	5	6	6
協働・地域自治に関する職員研修の実施回数（回）	5	8	3
協働・地域自治に関する職員研修の参加者数（人）	205	411	139

⑩ 施策の実施状況の評価等（第 13 条）

地域コミュニティ活性化の取組みや、地域自治組織の形成に向けた支援など、地域自治の推進に関する施策・事業の実施状況について、毎年度、報告書としてまとめ、政策評価および事務事業評価を行うとともに、豊中市市民公益活動推進委員会（附属機関）の評価を受けています。

評価の結果は、市のホームページや市政情報コーナーで公表しています。

⑪ 委任（第 14 条）

豊中市地域自治推進条例施行規則（平成 24 年豊中市規則第 6 号）を制定し、条例と同時に施行しています。

⑫ 附則

附則の規定に基づき、平成 26 年度（2014 年度）に本条例の運用状況の検討を行いました。

2. 地域の実践

(1) 地域自治の実践学区の成果と課題

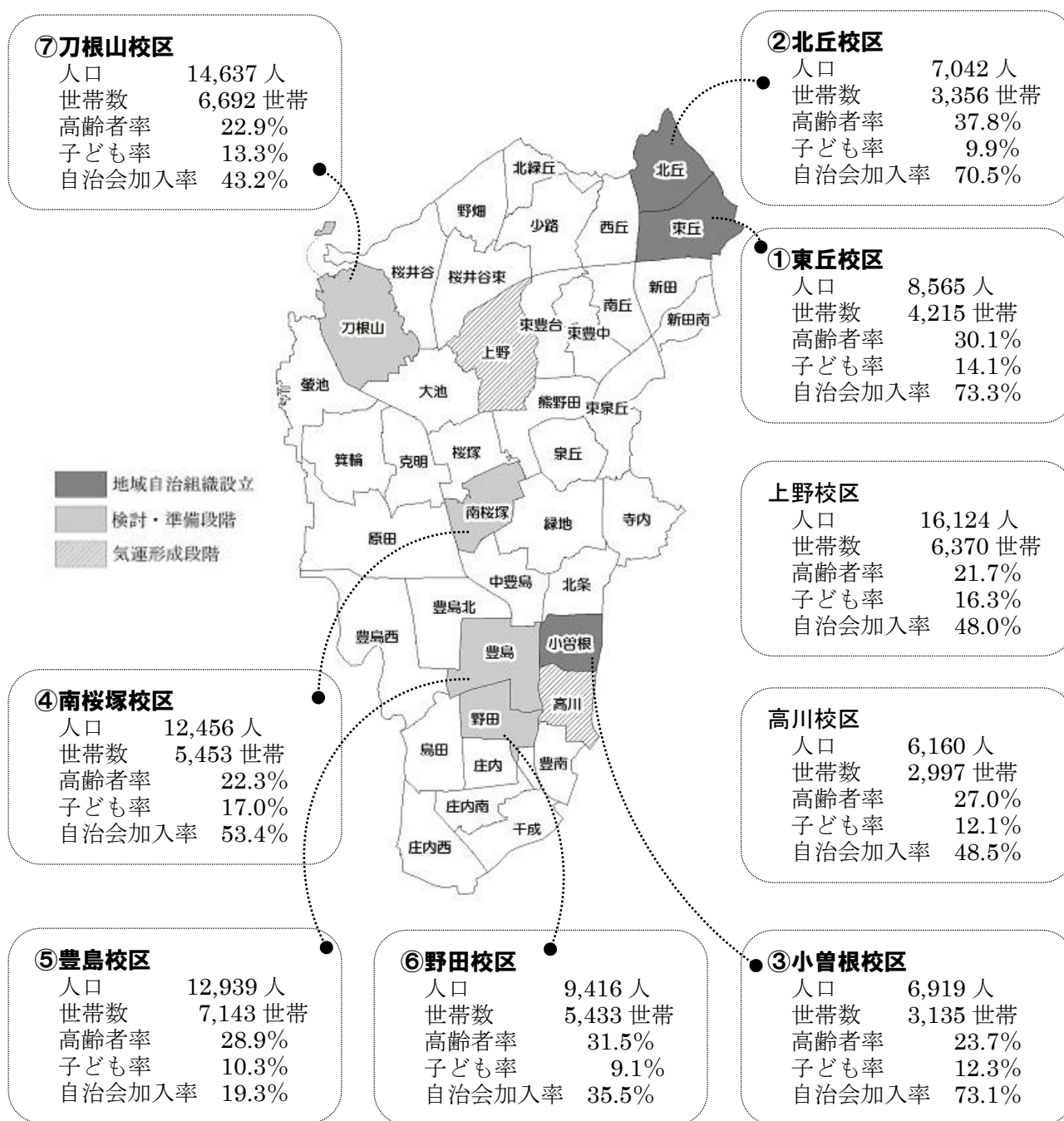
項目	成果	課題
地域の情報共有 (課題や資源等)	<ul style="list-style-type: none"> ○意見交流会やまち歩きにより、学区の長点・弱点がわかり、地域再発見に役立った。 ○多くの人との話し合いの中から、地域の課題が具体的に見えてきた。 ○住民へのアンケートにより、地域の課題が浮き上がった。 ○情報紙やホームページの開設などの情報発信により活動の理解促進につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域自治組織と住民が双方向に情報を交換・共有できる広報システムの確立。 ○活動を広く住民に知ってもらうための情報発信。 ○自治会未加入者や自治会の無い地域の住民に、地域情報を周知していく方法の検討。
地域の人や団体の つながりづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○諸団体との交流が広くなり、かつ深まった。 ○活動や行事の参加者が増えた。 ○案内の送付により、新たな参加者もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マンション住民とのつながりづくり。 ○世代を超えた交流の促進。 ○自治会未加入者、マンション住民、若い世代をいかに地域活動に巻き込むか。 ○自治会の加入促進。 ○他学区にまたがる自治会との連携。
担い手の発掘	<ul style="list-style-type: none"> ○人材のある程度の充実（有償ボランティア制度の導入） ○事業実施の際、地域活動していない人の参加が見られるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな人材の発掘 ○人材確保の仕組みづくり（有償ボランティア制度、人材の団体間融通） ○事務局人材の充実・若返り、事務局業務の効率化 ○若年から高齢者まで、各年代の事情と余力を組み合わせた活動システムの構築。 ○本気で参画するメンバーの確保。 ○協議会役員と諸団体間の役員重複
活動環境の整備・ 充実	<ul style="list-style-type: none"> ○事業資金の充実（上限 300 万円の交付金） ○活動拠点の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○事務作業の負担軽減。 ○地域の「絆」が重くならないように、自由に参加ができる柔軟な組織づくり。 ○既存団体と地域自治組織の協調・協働化（人材の融通、行事実施時期の調整）
地域の課題解決	<ul style="list-style-type: none"> ○地域自治組織で話し合うことにより、これまで解決できなかった課題が一つずつ処理できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規の課題掘り起こしと対応検討、実施（既存団体との協働の調整） ○地域行事のあり方の検討（高齢化に合わせた内容を考えるなど） ○住民の合意形成のあり方（組織運営に携わる住民の裁量権）
地域と行政の関係	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の総意をまとめることで、要望に対する行政の対応が迅速化した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○縦割行政が解消困難な中で、地域自治組織によるワンストップサービスの実現 ○相互理解の促進と協働意識の醸成

(2) 地域自治の取組み校区の状況

地域自治推進条例に基づく取組みを実施している校区は次のとおりです。

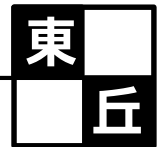
■段階ごとの取組み校区

取組み段階	主な地域の取組み	取組み校区名
3 初期活動段階 (地域自治組織)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治組織設立 ・事業計画に基づく活動 	①東丘、②北丘、③小曽根
2 検討・準備段階	<ul style="list-style-type: none"> ・組織設立に向けた検討 ・地域づくりビジョンの策定 	④南桜塚、⑤豊島、⑥野田、⑦刀根山
1 気運形成段階	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治を学ぶ(校区説明会) ・地域課題を共有(意見交換会) 	上野、高川



※人口統計は平成 26 年 (2014 年) 4 月末現在、住民基本台帳より作成

① 新千里東町地域自治協議会（地域自治組織）



設立 平成 24 年（2012 年）4 月 22 日（同年 6 月 12 日に市長の認定）

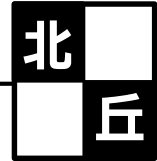
「住んでみたい、住んで良かった、これからも住み続けたい東町」をめざして、地域の課題を話し合い、解決に向けて取り組んでいる、豊中市第 1 号の地域自治組織です。

組織設立に向けた検討の中で把握した地域課題の解決に向けて、掲示板の新設やホームページの運営など広報を強化しているほか、防災体制の構築に向けた検討を進めています。また、地域の長年の課題であった環境整備にも力を入れ、市と協働で公園の整備や安全対策に取り組んでいく道筋を開きました。



校区の概要	千里ニュータウンの豊中市 4 町の 1 つ。人口は対前年約 400 人増。人と車が交差しない歩車分離通学路による安心安全な交通環境、3 つの公園（23ha）を含め緑豊かな町。東町交流室（オフィス兼交流室）2013 年 10 月オープン
体制（参加団体）	地域別代表：各自治会（管理組合）／課題別代表：公民分館・福祉・防犯・新聞委員会／世代別代表：小学校・小学校 PTA・ダディーズクラブ・老人会連絡会／公募住民（10 名以内）／協議会事務局 4 人
活動内容	3 部会：広報部会、まちづくり計画策定部会、防災部会／10 実行委員会：環境整備・近隣センター移転計画対策・東丘小学校芝生・東町会館運営・コミュニティルーム運営・東町交流室運営・夏祭り実行・キャンドルロード・新春交歓会／広報誌年間 7 回発行、ホームページ運営
活動のきっかけ	豊中市による地域自治推進モデル地区に選定され、準備を重ねる中で、住民へのワンストップサービス化をめざす方向性と住民ニーズの多様化と時代の変化に対応するため、地域の課題は地域内の「住民による、住民のための、住民の組織」により解決すべきとの理念に共感。
活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業資金の充実（上限 300 万円の交付金） ・意思の一本化による行政への要望の明確化、行政の対応の迅速化 ・諸団体との関係の向上（人的交流が拡くなり、かつ深まった） ・活動拠点の確保（ボランティア自宅オフィスから共用のオフィスに） ・人材のある程度の充実（有償ボランティア制度の成果）
問題点や今後の課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・既存団体との協調・協働化（自治会人材の融通、行事实施時期の調整） ・縦割行政が解消困難な中で協議会によるワンストップサービスの実現 ・新規の課題掘り起こしと対応検討、実施（既存団体との協働の調整） ・任期 1 年（継承難）の自治会役員のコミュニティ活性化への参加 ・人材確保の仕組みづくり（有償ボランティア制度、人材の団体間融通） ・自治会体制の強化（自治会役員活動の魅力、自治会組織編成見直し） ・事務局人材の充実・若返り、事務局業務の効率化

② 新千里北町地域自治協議会（地域自治組織）



設立 平成 26 年（2014 年）4 月 13 日（同年 5 月 2 日に市長の認定）

各種団体が集まる連絡協議会で話し合いを重ね、平成 25 年 1 月から組織設立に向けた検討を開始。意見交換会やまちあるき、全戸配布のアンケートなどにより地域の課題を共有し、平成 26 年 4 月に、「人とつながる 未来へつなげる 住みよい北町」の実現をめざして地域自治組織を設立しました。

幅広い住民の参画を図りながら、地域の課題を話し合い、協力して地域コミュニティの活性化に向けて活動しています。防災訓練をはじめ、子育て支援の取組みの総合的な調整や、若い世代の参加による防犯活動等の取組みが進められています。



校区の概要	千里ニュータウンとして、豊中市側で最初に開発された地域。1966 年に入居開始。市の最北端に位置する。道路沿いの街路樹や公園、団地の木々が大きく育ち、緑があふれている。
体制（参加団体）	自治会（7 自治会）、地域諸団体（16 団体：公民分館、校区福祉委員会、防犯支部、北町会館運営委員会、小学校 P T A、民生・児童委員、スポーツ振興会、老人クラブ連絡会、女性防火クラブ、地域教育協議会、地域子ども教室、おやじの会、商店会など）、公募参加 4 名
活動内容	検討会で住民アンケート、ワークショップ、まちあるき、フォーラムなどを実施し、地域自治組織設立。防犯や子育て支援など、組織設立の過程で把握した地域課題の解決に取り組む。
活動のきっかけ	千里ニュータウン開発から半世紀が経ち、少子高齢化が進む中、新千里北町をもっと安心して住める安全なまちにするため、これまでの組織を見直し、もっと幅広く多くの住民が参加できる組織につくりかえるために取組みをスタートした。
活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治の取組みを始めて、活動や行事の参加者が増えた。 ・これまでなかなか解決できなかった課題が、協議会で話し合うことにより、一つずつ処理できていると感じている。
問題点や今後の課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション住民とのつながりづくり ・若い世代の参加促進、高齢者と子どもなど、世代を超えた交流の促進 ・住民を守る防犯対策（不審者、痴漢等）

③ 小曾根小学校区地域自治協議会（地域自治組織）



設立 平成 26 年（2014 年）12 月 17 日（平成 27 年 1 月 14 日に市長の認定）

平成 22 年（2010 年）に自治会や各種団体により設立された災害対策委員会を母体として、平成 25 年（2011 年）4 月から、地域自治組織の設立に向けた取組みを開始。防災に関する意見交換会やまち歩き、防犯セミナー等を実施し、幅広い世代の住民の参加を得ながら、地域の強みや課題の検討を重ねてきました。

災害対策委員会の活動を地域全体の総合的な防災・防犯体制とし、より幅広く多くの住民が参画できるように、また住民の一人ひとりが繋がり、各世代が支え合う組織として発展させていくことをめざして、平成 26 年 12 月に地域自治組織を設立しました。



校区の概要	豊中市の中部と南部の境に位置し、天竺川・高川両天井川に挟まれ、かつては現在の寺内・北条・豊南・高川校区を含む、天平年間から歴史に残る校区。現在は、小曾根・浜 2 地区からなる。
体制（参加団体）	小曾根・浜連合町会（両連合会自主防災会、老人会、婦人会、子ども会等含む）、小曾根公民分館、小曾根校区福祉委員会、校区防犯支部、女性防火クラブ、消防団小曾根分団、小曾根小 PTA、小曾根校区地域子ども教室、校区見守り隊等
活動内容	検討会で意見交流会、まち歩き、防災セミナー、防犯セミナー、校区防災訓練などを実施し、地域自治組織設立。
活動のきっかけ	地域コミュニティ活性化のため。平成 22 年に小曾根小学校区災害対策委員会を小曾根・浜連合町会と地域諸団体で立上、校区の安心・安全を図っていたところ、地域自治推進条例施行に伴う地域自治システムがあることを知り、地域全体の総合的な体制を確立するために取組みを開始。
活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> 意見交流会、まち歩きをすることで、小曾根校区の長点・弱点が判り、防災・防犯訓練のプラン作成に役立った。 地域再発見に役立った。
問題点や今後の課題など	<ul style="list-style-type: none"> 情報の流れが一方通行になりがちなので、自治組織と住民が双方向に情報を交換・共有できる広報システムの確立。 若年から高齢者まで、各年代の事情と余力を組み合わせた活動システムの構築。 地域の「絆」が重くならないように、自由に参加ができる柔軟な組織づくり。

④ 南桜塚校区地域連絡協議会（検討・準備段階）



設立 平成 23 年（2011 年）11 月 1 日（平成 25 年 4 月 24 日検討開始）

南桜塚校区地域連絡協議会は、地域の各種団体が結集して、地域コミュニティの活性化に向けて地域力が発揮できる環境を整えることを目的に、平成 23 年（2011 年）11 月に設立。その後、地域自治推進条例の制定により、平成 25 年 4 月から組織設立に向けた検討を始めました。

『みんなで参加、みんなでつくる、住み続けたいまち』の実現に向けて、防犯・防災を中心に活動を推進。「協議会だより」や防災訓練のチラシを全戸配布するなど、情報発信にも積極的に取り組んでいます。



校区の概要	国道 176 号を挟んで東西に校区が広がっている。小学校周辺の宅地は昭和初期頃に区画整理された。校区内には桜塚古墳群がある。近年、子どもの人数が増えてきている。
体制（参加団体）	自治会、南桜塚公民分館、南桜塚校区福祉委員会、防犯協議会支部、南桜塚小学校、南桜塚小学校 PTA、女性防火クラブ、南桜塚子ども会、南桜塚子ども見守り隊、民生児童委員会、南桜婦人会、青少年健全育成会等。
活動内容	意見交流会、まち歩き、協議会だより発行（全戸配布）、校区防災訓練など。
活動のきっかけ	2011 年 11 月に南桜塚校区地域連絡協議会を地域諸団体で立ち上げ、団体間のつながり、地域の活性化、校区の安心・安全等を図っていたところ、地域自治推進条例施行に伴う地域自治システムがあることを知り、地域全体の総合的な体制を確立するために取組みを開始。
活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> 意見交流会、まち歩きをすることで、校区内にある危険箇所等を参加者全員で共有することができた。 協議会の活動状況を地域住民に向けて発信できた（全戸配布）。
問題点や今後の課題など	<ul style="list-style-type: none"> 新しい人材の発掘。 効果的かつ効率的な情報発信。 事務作業の負担軽減。 他校区にまたがる自治会との連携。

⑤ てしま連絡協議会（検討・準備段階）



設立 平成 8 年（1996 年）（平成 26 年 6 月 24 日検討開始）

豊島校区では、校区の住民の交流を深め、活力ある地域づくりをめざすことなどを目的に、平成 8 年（1996 年）から地域の各種団体が連携協力する「てしま連絡協議会」を運営しています。

この活動を活かして、地域自治組織を立ち上げようと、平成 25 年度から地域自治の説明会や各種団体による意見交換を重ね、平成 26 年 6 月から組織設立に向けた検討を開始。「自治会」「防災」をテーマにした意見交換会や、まちあるきを実施し、地域の魅力や課題の把握を進めています。



校区の概要	豊中市の中部、服部天神駅を挟んで東・西・南に広がる地域。旧穂積村などを含む歴史ある地域。少子高齢化の校区。
体制（参加団体）	公民分館・福祉委員会・防犯支部・水利組合・民生児童委員会・日赤消防団・健全育成会・指導ルーム・人権協・女性防火クラブ・スポレク P T A・豊島小学校の 14 団体が属する。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成 6 年より豊島を考える会活動を開始、平成 8 年に現在名称とする。校区各団体の調整役を担い、主行事は各団体共催の「てしま祭り」。 地域自治の取組み開始後は、意見交流会やまちあるき等により地域の課題の把握に取り組んでいる。
活動のきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> てしま連絡協議会の活動目的が、市が推進する地域自治の取組み内容と一致。 公民分館長対象の地域自治説明会があり、この取組みをすることで、地域を多少でも変化させることができるのではと感じた。
活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> 多くの方々との話し合いの中から、地域の課題が具体的に見えてきた。 誘いをかけることで、自治会長や初めての方々の参加もあり。 主催者側の本気度も参加者に伝わり、前向きに取組もうという発言も多く出てきたと思われる。
問題点や今後の課題など	<ul style="list-style-type: none"> 中心となるメンバーは多忙な方も多く、立ち上げ時は特に会議日などの日程調整が大変。（民主的な運営が必要なため） 自治会組織の無い空白地帯や自治会未加入者、マンション住民等をいかに地域活動に巻き込むか難しい課題。 どこまで本気で参画するメンバーを増やせるか。

⑥ 野田校区地域自治検討会（検討・準備段階）



設立 平成 26 年（2014 年）8 月 30 日

各種団体が集まる校区福祉委員会の会合で、地域自治の仕組みや制度についての説明を受けて話し合い、平成 26 年 8 月に校区説明会を実施し、同時に検討会を設立しました。

検討会では、「防災」をキーワードに自治会の加入促進に向けた取組みを検討していく予定です。初めての意見交流会では、PTA 役員など若い世代の参加もあり、野田校区を良くしていくために、活発な意見交換が行われました。次のまちあるきの実施に向けて、準備を進めています。



校区の概要	豊中市の南部に位置し、阪急庄内駅前を中心に商店や飲食店が多く集まる活気あふれるまち。校区内に大阪音楽大学があり、「音楽のまち野田」をアピールするようなイベントが行われ、地域の人に根ざした取組みが行われている。少子高齢化の校区。
体制（参加団体）	12 自治会、9 地域団体（校区福祉委員会、公民分館、防犯協議会、防火クラブ、赤十字奉仕団、健全育成会、小学校 P T A、中学校 P T A、民生児童委員）、地域住民
活動内容	地域自治説明会、地域自治検討会設立、意見交流会
活動のきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> 自治会加入率の低下による、将来の地域コミュニティへの不安 活動の担い手不足による、防災や防犯など地域活動継続への不安
活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> 地域自治検討会の取組みについて話し合う場ができ、諸団体間の繋がりが（連帯感）見られた。
問題点や今後の課題など	<ul style="list-style-type: none"> 検討会中心メンバーは、各々が団体で中心的な役割を担っている（負担の軽減）。 新しい人材の発掘。 自治会未加入者や自治会の無い地域の住民に、地域情報を周知していく方法の検討。

⑦ 刀根山校区地域自治検討会（検討・準備段階）



設立 平成 26(2014)年 9 月 20 日

早くから防災体制づくりに取り組んできた刀根山校区では、活動をさらに広げていくために地域自治の仕組みを活用しようと、検討会を立ち上げました。

まず、「ふるさとづくり、まちづくり」をテーマに、安全安心で住みよいまちづくりに向けて、地域の商店にも協力を呼びかけて、住民アンケートを実施。住民が感じるまちなりの良いところや課題を把握しました。アンケートに基づいて、意見交換を行ったり、まちあるきで現場を確認したりして、地域の課題整理を進めています。



校区の概要	豊中市北部に位置し、池田市と箕面市に隣接。平安時代の和歌にでてくる待兼山や豊かな自然が残る刀根山などがあり、起伏の多い地域。坂道が多い。
体制（参加団体）	24 自治会、16 地域団体（老人会、校区福祉委員会、防犯支部、民生児童委員、公民分館、赤十字奉仕団、小学校 P T A、青少年健全育成会、自主防災会、地域子ども教室、おやじの会など）、地域住民 5 人
活動内容	地域自治説明会、刀根山・蛍池自治会連合会総会で事例紹介、地域自治検討会設立、住民アンケート実施、意見交流会（アンケート結果報告）、まちあるき。
活動のきっかけ	少子高齢化や近隣関係の希薄化など地域を取り巻く環境が変化している中、地域諸団体の協力、連携体制がしっかりし、住民の地域活動への積極的参加の見られる今のうちに、あらためて住民が主体となった地域の運営（地域自治）のあり方を検討することについて提案。自治会、地域諸団体代表の多数の賛同を得て、取組みをスタートした。
活動の成果	<ul style="list-style-type: none"> 住民アンケートを実施することにより、地域の課題（防犯、近所づきあい等）が浮き上がるとともに、今後の活動の方向性、組織のあり方について確認ができた。 住民アンケートで連絡先を回答いただいた方に意見交流会の案内を送付したところ、11 人が参加。新たな参加者を増やすきっかけとなった。
問題点や今後の課題など	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の加入促進、地域活動の参加促進 地域行事のあり方の検討（高齢化に合わせた内容を考えるなど） 活動を広く住民に知っていただくための情報発信 活動の担い手となる人材（スタッフ）の確保

III 地域自治をとりまく社会経済情勢

1. 豊中市の現状

地域社会を取り巻く状況は、少子化、高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者や職に就かない・就けない若者の増加などから、地域の課題や住民のニーズがますます多様で複雑なものとなっています。今後、少子化、高齢化はいつそう進み、人口は減少していきます。そうした中で、豊中がこれからも安全で安心して暮らせる町としてあり続けるためには、市民のセーフティネットを整えるとともに、それを維持するために市民や事業者、市など多様な主体が公共運営に参加し、連携する仕組みが必要です。

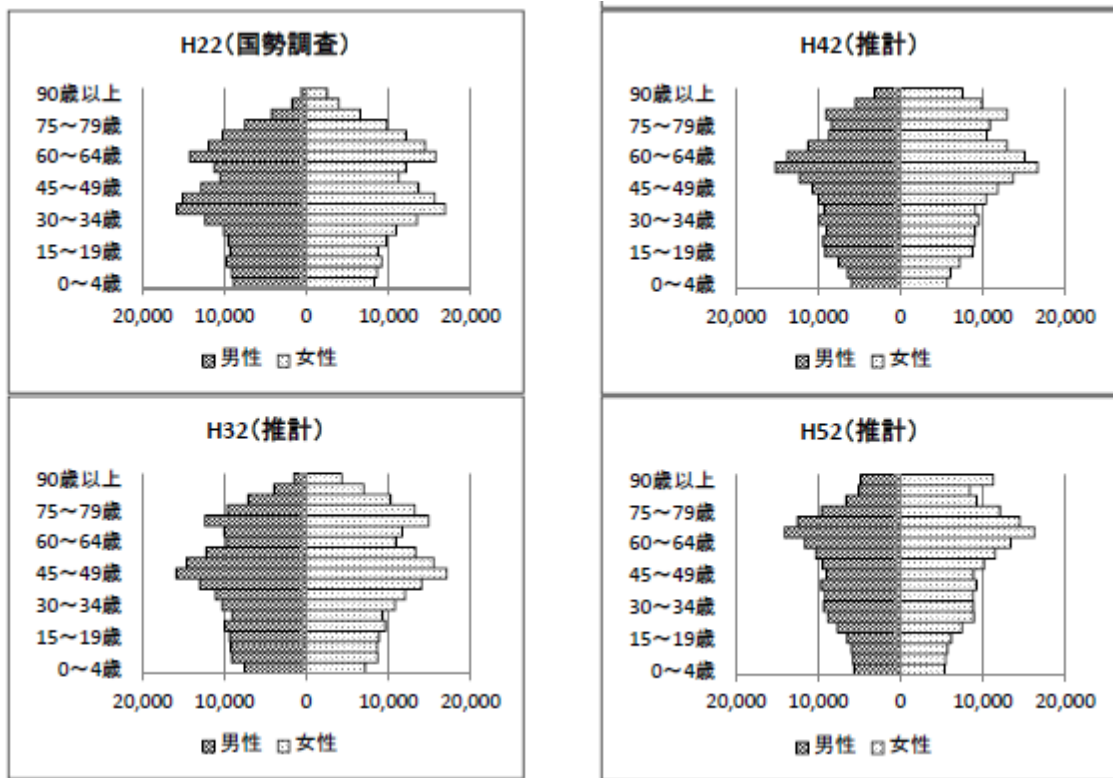
その仕組みの一つとして創設したのが、新たな地域自治の仕組み（＝地域自治システム）です。地域自治により、それぞれの地域の状況や課題に応じた取組みが可能となり、災害への備えや、高齢者の見守りなど、地域に根差した、地域でしかできない取組みにつながります。このような、地域と行政が協働でつくりあげる安心・安全な地域づくりの取組みが、ますます重要になってきています。

2. 参考データ

(1) 人口統計

	H17 (2005) 年	H22 (2010) 年	H26 (2014) 年
人口	393,262 人	395,029 人	400,143 人
世帯数	172,906 世帯	179,164 世帯	183,339 世帯
高齢化率 (65 歳以上)	18.2%	21.6%	24.8%
子ども率 (14 歳以下)	13.9%	13.9%	13.6%
高齢者の一人世帯の割合	11.6%	14.5%	15.8%
自治会加入率	52.0%	48.5%	46.7%

【参考】人口の推移

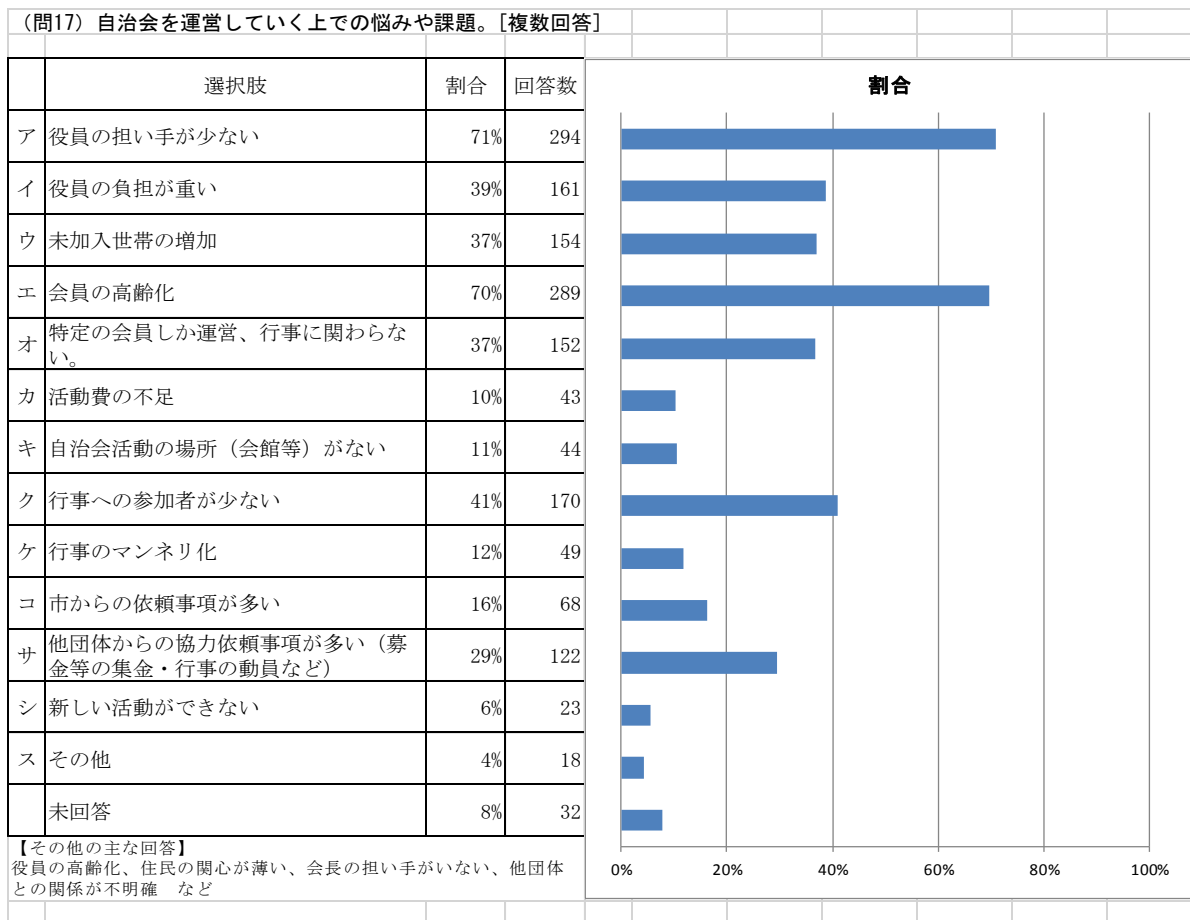


※住民基本台帳(外国人登録含む)各年12月末(H26は4月末)現在。ただし、自治会加入率は各年4月末コミュニティ政策室調べ、人口推計は「豊中市における人口の変化と市政への影響に関する調査研究グループ報告書」(平成26年2月)より。

(2) 各種調査結果

① 自治会活動調査

「自治会活動調査調査結果報告書」（平成 25 年（2013 年）12 月）より。



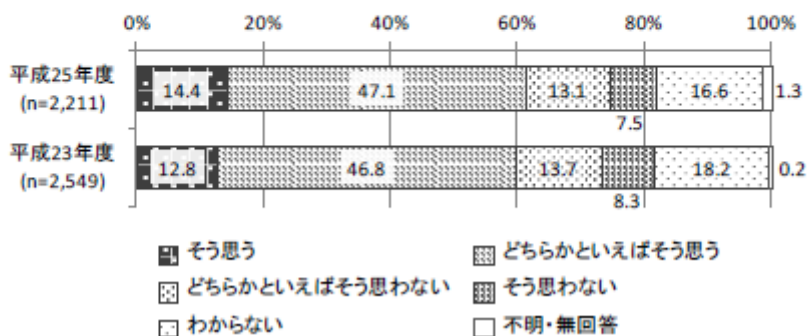
② 市民意識調査

「平成 25 年度（2013 年度）豊中市市民意識調査報告書」（平成 26 年（2014 年）4 月）より。

問 25 今後、地域での助け合いの活動に参加していきたいと思いませんか。(1つ選択)

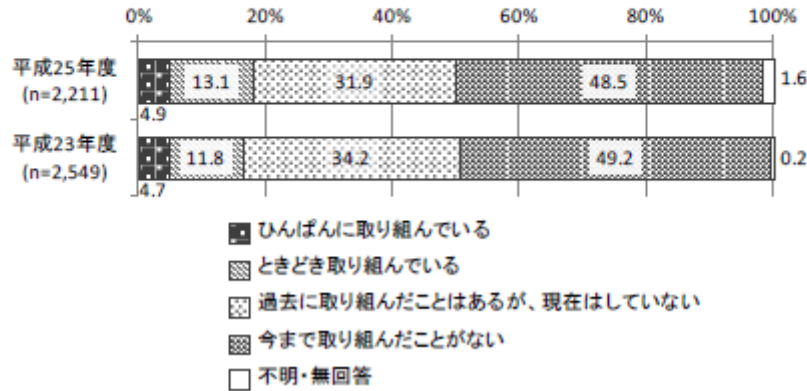
○61.5%の方が、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答している。

○平成 23 年度と比較すると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせた割合は、平成 25 年度の方が約 2 ポイント高い。



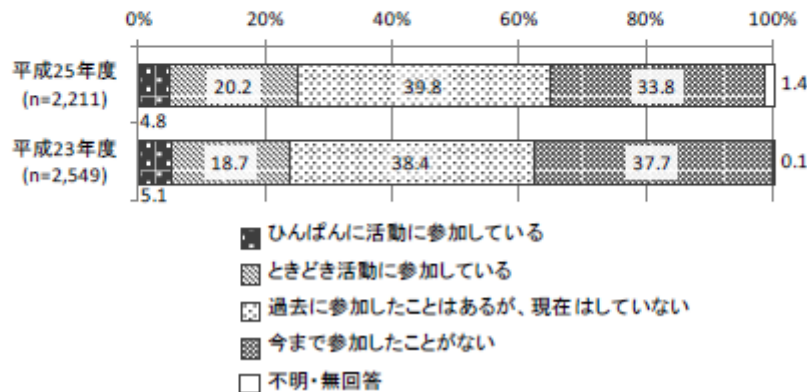
問 32 ボランティア活動や市民活動、地域の活動などに取り組んだ経験がありますか。(1つ選択)

- 80.4%の方が、「過去に取り組んだことはあるが、現在はしていない」または「今まで取り組んだことがない」と回答している。
- 平成 23 年度と比較すると、「過去に取り組んだことはあるが、現在はしていない」「今まで取り組んだことがない」をあわせた割合は、平成 25 年度の方が 3 ポイント低い。



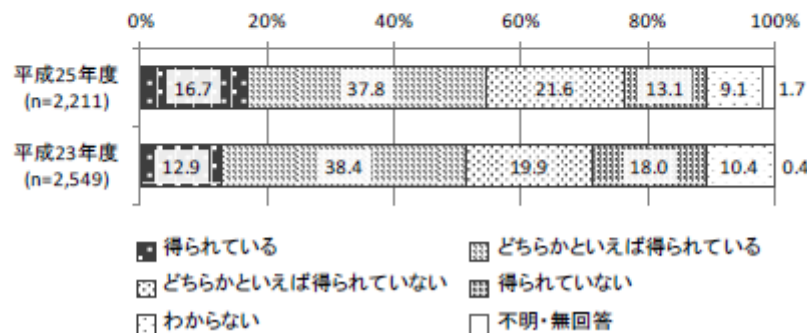
問 33 お住まいの地域で行われている祭りや運動会などの行事に、どの程度参加した経験がありますか。(1つ選択)

- 73.6%の方が「過去に参加したことはあるが、現在はしていない」または「今まで参加したことがない」と回答している。
- 平成 23 年度と比較すると、「過去に参加したことはあるが、現在はしていない」「今まで参加したことがない」をあわせた割合は、平成 25 年度の方が約 3 ポイント低い。



問 34 お住まいの地域に関する情報（行事の案内や地域で活動する団体の情報など）を得られていますか。(1つ選択)

- 54.5%の方が、「得られている」または「どちらかといえば得られている」と回答している。
- 平成 23 年度と比較すると、「得られている」「どちらかといえば得られている」をあわせた割合は、平成 25 年度の方が約 3 ポイント高い。



IV 条例の運用状況および見直しについての意見

1. 意見を聴く取組みの実施状況

取組み	対象	日時・会場	参加者数	
(1)意見交換会 ①連合自治会長との意見交換会	連合自治会 (27団体)	9月6日(土) 上津島センター	3人	計41人
		9月24日(水) 庄内公民館	11人	
		9月28日(日) 蛍池公民館	14人	
		9月29日(月) 千里公民館	5人	
		9月29日(月) 中央公民館	8人	
②地域自治の取組み校区の事例紹介と意見交換会	市民	11月8日(土) 庄内公民館	10人	計68人
		11月11日(火) 千里公民館	27人	
		11月13日(木) 中央公民館	17人	
		11月22日(土) 蛍池公民館	14人	
(2)地域自治の取組みに関するアンケート	取組み校区の役員等	1月7日(水)～15日(木)	対象者 121人	回答93人 76.9%
(3)地域自治の取組みに関する意見募集	市民	11月7日(金)～27日(木)		0人
(4)豊中市市民公益活動推進委員会(審議会)での検討	委員会委員	12月8日(月) くらしかん		11人

2. 意見の概要

(1) 意見交換会での意見

項目	意見・質疑等 (●印は取組み校区)
①地域自治組織の意義・必要性について	<p>○公民分館の運営委員会には各種団体が参加している。地域自治組織は、そのようなイメージか。</p> <p>●それぞれの団体が単体では解決できないことを担うのが地域自治組織である。</p> <p>○包括した組織を設立する意味がよくわからない。地域自治組織のような大きな組織をつくって、うまく機能するのか。</p> <p>●地域自治組織が先にあるのではなく、やることがあるから皆に集まってもらったということ。校区には必ず課題があると思うので、どれもこれもではなく、一つの課題に対して、地域が一つの方向を向いて取り組んでいくことが大切。</p> <p>○各団体の活動は活発に行われているが、横串がさせていない。</p> <p>○ある団体が行事をするときは、他の団体が補佐しており、すでに協力できているので、地域自治組織が必要なのかと思う。</p> <p>○いろいろな団体が集まる場としては校区福祉委員会があるが、福祉委員会や公民分館の役員の人選も含めて、地域全体のことは、連合自治会で調整している。このやり方が一番いいと思っている。</p> <p>○5年前に地区連絡協議会をつくり、各種団体間の情報交換をしている。年2回の会議と、防災訓練を実施している。地域の中では組織の立ち上げが済んで</p>

項目	意見・質疑等 (●印は取組み校区)
<p>(つづき)</p> <p>① 地域自治組織の意義・必要性について</p>	<p>いるので、地域自治組織は、今は必要ないと思っている。</p> <p>○地域自治組織で地域をまとめていこうとするのは、実際に難しいと思う。各団体の特性がある。</p> <p>○地域自治組織の理念はすばらしいと思うが、実際に誰が担い手となるのか、と考えると懐疑的である。体育祭は公民分館、敬老の集いは福祉協議会など、各団体が活動できているので、地域自治組織には否定的である。</p> <p>○意見交換会を行っていくとよいと思う。地域自治は良い取組みだと思う。</p> <p>●市から助成金をもらって、地域づくりや自治会活性化に使い、クオリティの高い活動を展開していこうと考えている。地域自治組織について、設立した校区の人に説明に来てもらった。実際に聞いてみることをおすすめする。</p> <p>●地域自治システムは、自治会と地域団体がまとまって、縦割り行政に対して、コミュニティ政策室を窓口としたシステムであると理解している。地域と行政の関わりができてくるのかなと思っている。個人的には画期的な試みだと思う。</p> <p>●市の各部署が地域にいろんな団体をつくってきたことから、地域が疲弊している。団体を維持していくのが難しい状況である。各種団体をまとめて、協議会に一本化していければと考えている。</p> <p>○地域自治システムを地域に進めてほしいのであれば、市はもっとストレートに示すべきである。地域に反発されようと、市の方向性をはっきりさせないといけない。地域自治システムには個人的に賛成であるが、反対している団体もある。</p>
<p>② 地域自治の取組みに対する疑問・不安</p>	<p>○皆から声があがればやっていきたいが、自分が声をかけてやっていく自信はない。</p> <p>○取り組むことにより、負担が増えるのではないか。</p> <p>●チラシや会議録の作成など、地域でできない部分は地域担当職員が手伝ってくれる。</p> <p>●検討会の段階では、事務的な負担はそれほど大きくない。市は、徐々に地域に事務を引き継いでいこうとしているが、地域自治組織を設立したからといって、すぐに手を引くことはないと思っている。</p> <p>●地域自治組織の事務局の負担は大きい。有償ボランティアを確保しているが、事務局の仕事をすぐに任せるわけにはいかない。経験が必要で、時間がかかる。</p> <p>●地域自治組織が新規事業を増やすのではなく、既存の活動を引き継いで、今のまちの姿をより良くしていこうという考え方で、できるだけ負担を少なくするようにしている。</p> <p>○組織をつくると、それを存続させるための努力が必要となる。地域自治組織を設立する前に、まず後継者を探しておく必要があると思う。</p>
<p>③ 地域自治の取組みを始めるきっかけ</p>	<p>○地域自治組織をつくることについて、どのように皆を説得していけばよいか。</p> <p>●やるなら自分一人でもやるしかない。やっていけば、だれかが手伝ってくれる。「やる」という意思と、各団体のリーダーを仲間にしていくことが大事。</p> <p>●時代の変化に対応しながら、10年、20年先を見据えて、住んで良かったと思えるまちにしていこうと呼びかけた。皆、思いはたくさん持っている。それを引き出してあげれば、ついてくる人はいる。ポイントは、核になる人の</p>

項目	意見・質疑等 (●印は取組み校区)
<p>(つづき)</p> <p>③地域自治の取組みを始めるきっかけ</p>	<p>存在である。誰かが投げかけて波紋を起こさないと進まない。</p> <p>●組織化に向けての会合では、意見に対する反論はしないというルールで、課題を出し合った。それにより、「このような会を待っていた」、という共通の思いが出てきた。</p> <p>●検討を始めたからといって、必ず地域自治組織を設立しなければならないわけではない。ダメならやめてもいい、という軽い気持ちで取組みを始めた。</p> <p>●自分たち若い世代も、できることをやっていかなければいけないのかな、という思いがある。校区を良くしたいというお母さんたちの声を引き出す場にしたい。</p> <p>○防災や防犯は、子どもから高齢者までかかわるテーマで、わかりやすい。これをテーマにしたら皆が集まると思う。</p> <p>○子どもたちの育成は、親任せでなく、地域で育てていかなければならない。祭りや運動会など、自分たちが子どもの頃に経験させてもらったことを、これからの子どもたちにも経験させてやりたい。</p>
<p>④地域担当職員による支援</p>	<p>○市の職員が地域活動の中に入って、地域の現状を見てほしい。市も努力してほしい。</p> <p>●(再掲) チラシや会議録の作成など、地域でできない部分は地域担当職員が手伝ってくれる。</p> <p>●(再掲) 検討会の段階では、事務的な負担はそれほど大きくない。市は、徐々に地域に事務を引き継いでいこうとしているが、地域自治組織を設立したからといって、すぐに手を引くことはないと思う。</p>
<p>⑤地域自治組織への交付金</p>	<p>○交付金はどのような事業に充てているのか。</p> <p>○これまでの活動を充実させるために交付金を使う場合、既存の活動(交付金の対象外)との線引きの基準はあるか。</p> <p>○地域自治組織への交付金は、個々の自治会ではなく、全体のことにはしか使えないと聞いた。自治会のメリットになることに使えるようにしてほしい。</p>
<p>⑥自治会の活性化</p>	<p><加入率向上の取組み></p> <p>●自治会に入ってもらうためには、信頼関係をつくっていくことが大事。入らないという人は必ずいるが、声はかけている。</p> <p>●自治会活動のPRが行き届いている地区は加入者が多いが、そうでない地区は加入率が低い。地道な努力を重ねることが大事。</p> <p>○回覧板を作り直したり、高齢者の独り暮らしの連絡先を集約したりと、改革を試みている。地域の情報もこまめに回覧している。</p> <p>●ホームページを作るなど創意工夫している。</p> <p>○若い世代が地域の行事に参加しても、仕事を与えてもらえない。若い人は何か役に立ちたいと思っているから、役割を与えると次も来るようになる。</p> <p>○元PTA役員の若い世代を中心にレクリエーション部を立ち上げ、新しい行事を入れることにしている。</p> <p>●自治会長は、役のかけもちが大変である。役をするのが嫌で、自治会を脱会する人もいる。地域の衰退原因ではないか。</p> <p><担い手の確保・育成></p> <p>○役員が高齢化してきているが、役員をいったん引き受けると辞められないため、後継者がいない。</p> <p>○自治会活動は、歴代の行事を受け継いでいるだけというのが現状。</p>

項目	意見・質疑等 (●印は取組み校区)
<p>(つづき)</p> <p>⑥自治会の活性化</p>	<p>●女性が自治会長となることで、女性の意識向上につながり、活動に出てきてくれる人が少しずつ増えている。女性の力は大きく、今後ますます重要になる。これからは地域活動に女性がどのように関わられるのかを考えていかないといけない。</p> <p>○若い人たちは、結婚すると違う地域に出ていく。定住するような豊中市の魅力づくりが必要である。地元の魅力を自治会単独でつくっていくのは限界があるので、市全体でPRしていくことが必要。</p> <p>○PTAのOBに声をかけて青年部をつくった。お金はある程度出すが、口は出さないことが大事である。考え方も違うので、こちらからあれこれ指示するのではなく、向こうから何か要求があれば耳を傾けて、できるだけ実現できるようにしている。</p> <p>●仕事のある人も活動できるようにする方法を考えていかなければならない。お金や時間のある人・ない人、それぞれが参加できる仕組みが必要。</p> <p>○自治会の役員を引き受けたことで、地域のことを知ることができた。思っていたほど大変ではなかった。役員を一度やってもらい、負担にならないようフォローし、「楽しかった」と思ってもらえるようにすることが大事である。</p> <p>●昔からの行事でも、必ずしも継続する必要はない。その時々で形を変えていかないと、ずっと同じやり方では無理が出てくる。</p> <p><マンションへの働きかけ></p> <p>○自治会の人「入ってください」と言うが、マンション住民に対しては、「マンションの人」という意識がある。マンション住民にとっては、自治会との間に壁を感じる。自治会はそれに気づいていない。</p> <p>○分譲マンションが建設されたとき、管理組合の初回の会合に出向いて、地域のことや行事などを説明し、自治会の結成と連合自治会への加入を勧誘したところ、入ってくれた。</p> <p>○マンションの事業主と話をし、販売会社と連合自治会とで協定を結んでいる。自治会に加入する・しないは入居者の判断であるが、契約書に「自治会があります」と説明を入れてもらっている。</p> <p>○マンション建設業者に、自治会加入を入居条件とすることをお願いし、管理組合から自治会費を一括で徴収していた。しかし、お金だけ払って、活動の実態が伴わないこともある。</p> <p><市の支援></p> <p>○既存のマンションでの自治会設立は難しい。新しくマンションが建つ前に、市の方からマンションの管理組合へ自治会に入るように声掛けをお願いしたい。</p> <p>○自治会長は、会合のお茶代やコピー代など、何かと持ち出しが多い。公人として使えるお金があれば、負担が減る。使いやすいお金があればありがたい。</p> <p>○市は依頼するばかりで、自治会に対して誠意がない。我々も協力するが、フォロー（助成金）も考えてほしい。</p> <p>●自治会のメリットをきちんと説明してPRしていかないと、助成金をもらっても加入につながらない。</p>

(2) 地域自治の取組みに関するアンケート

① 調査の概要

目的	地域自治の仕組みが、条例に定める理念や原則をより効果的に実現していくものとなるよう、改善を図る。 ※地域自治の原則＝自主性の尊重と対等の原則、民主性の原則、地域資源尊重の原則、補完性の原則、情報共有・参画・協働の原則
調査方法・期間	アンケート調査票の郵送による配布、回収 平成27年(2015年)1月7日(水)～15日(木)
調査対象	地域自治組織および組織化に向けた検討会の運営の中心的担い手、121人
回収状況	回収数93、回収率76.9%
調査結果の見方	・各設問の母数nは、設問に対する有効回答数を意味する。 ・各選択肢の構成比(%)の小数点第2位以下を四捨五入しているため、択一式の回答は構成比の合計が100%にならない場合がある。

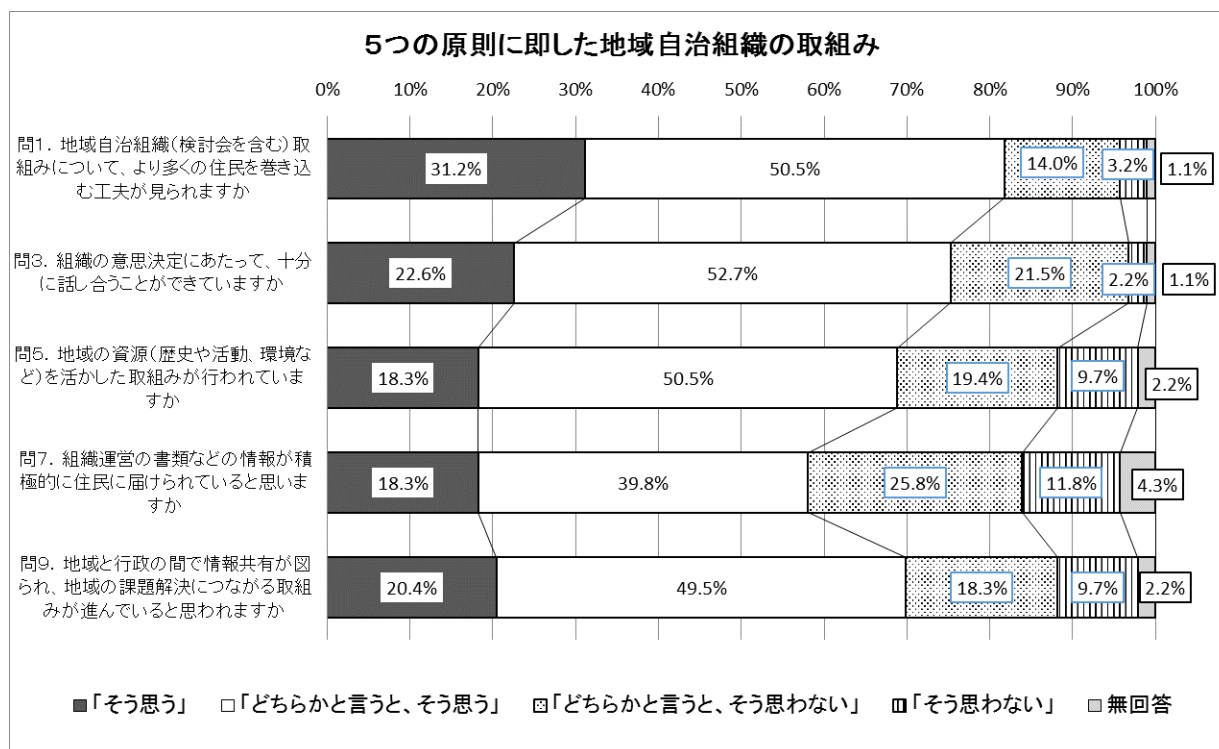
② 調査結果 (調査票は資料編40ページ参照)

1) 地域自治の5原則に沿った取組みについて

調査は、問1、問3、問5、問7、問9において、地域自治の原則に沿った取組みができているかについて尋ねました。

問1の「より多くの住民を巻き込む工夫が見られる」では約80%、問3の「組織の意思決定にあたって十分に話し合うことができている」では約75%、また、問5の「地域の資源を活かした取組みが行われている」と、問9の「地域と行政との間で情報共有が図られ、地域の課題解決につながる取組みが進んでいる」においては約70%の方が、「そう思う」「どちらかと言うと、そう思う」と回答され、地域自治の原則に沿った取組みが進んでいることが伺えます。

一方、問7の「組織の事業内容や会議録、会計書類など組織の運営に関する情報が住民に積極的に届けられている」については、「そう思う」「どちらかと言うと、そう思う」に回答された方は約60%と、他の設問と比べると約10ポイント低い結果になりました。



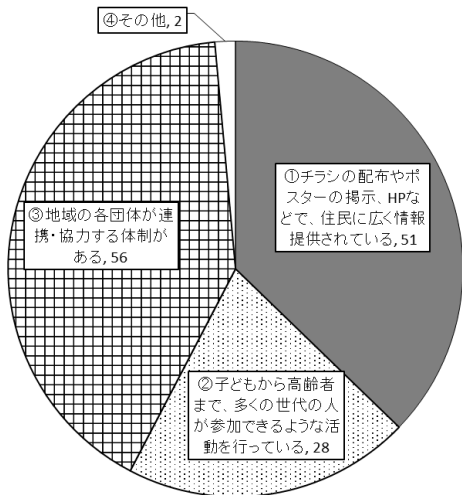
また、それぞれの問いに「そう思う」「どちらかと言うと、そう思う」と答えた人に、取組みの工夫等について尋ねました（問2、問4、問6、問8、問10）。

問2. より多くの住民を巻き込む工夫について

「地域の各団体が連携・協力する体制がある」が56件と多く、次いで「チラシの配布やポスターの掲示、ホームページ等で、住民に広く情報提供されている」が50件ありました。

その他では、「自治会のない新しいマンション等に自治会を立ち上げるように要請している」などの回答がありました。

取組みの工夫 (n=137)

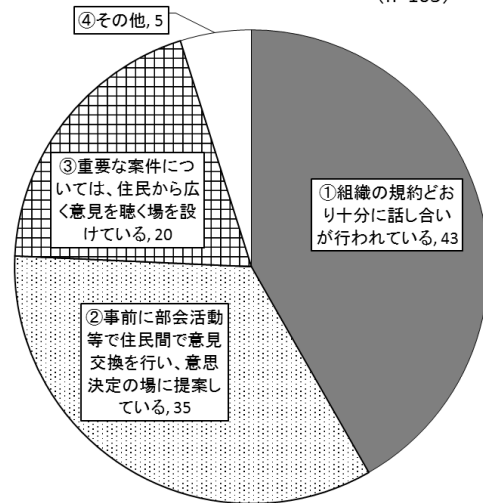


問4. 組織の意思決定について

組織の意思決定にあたっては、「規約どおりに十分に話し合いが行われている」が最も多く、次いで「事前に部会活動などで住民間で意見交換を行い、意思決定の場に提案している」ことが分りました。

その他では、「検討会のため、十分でないと思う」などの回答がありました。

組織の意思決定 (n=103)

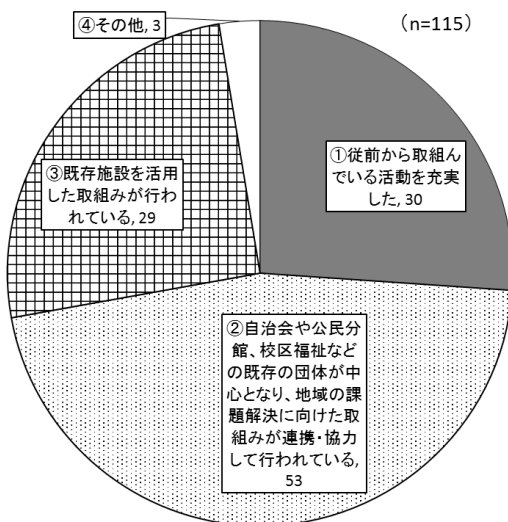


問6. 地域の歴史や活動、環境などを活かした取組みについて

「既存の団体が中心となり、地域の課題解決に向けた取組みが連携・協力して行われている」が多くありました。

その他では、「これからだと思ふ」などの回答がありました。

地域資源(歴史や活動、環境など)を活かした取組み (n=115)

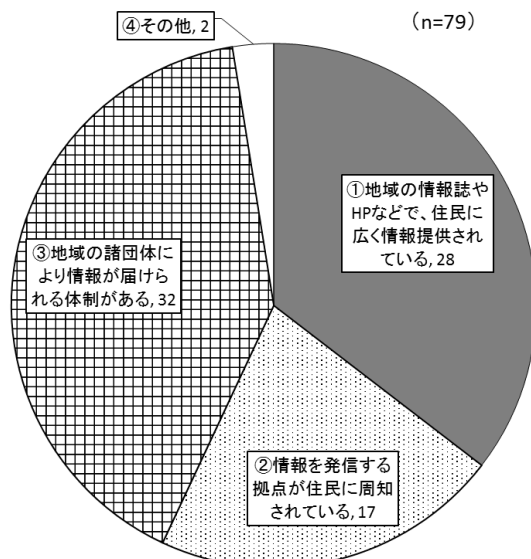


問8. 組織運営に関する情報共有の取組み

「地域の諸団体により情報が届けられる体制がある」との意見が多くありました。

その他では、「これからそのような体制へ移行する予定である」などの回答がありました。

組織運営に関する情報の周知 (n=79)



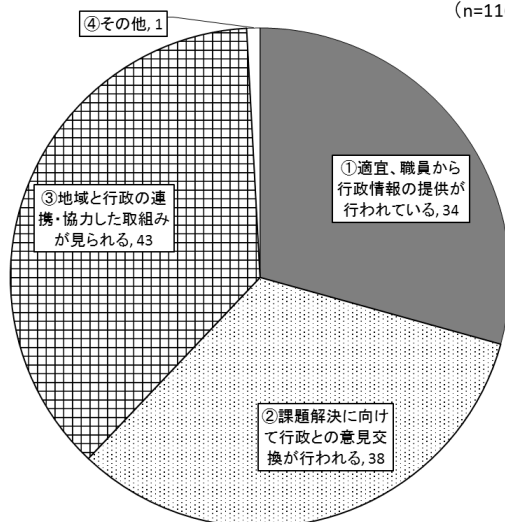
問 10. 地域と行政の関係について

地域の課題解決に向け、「地域と行政の連携・協力した取組みが見られる」との意見が最も多く、地域と行政の協働が進みつつあると推察されます。

その他では、「試行錯誤の段階と感じる」との回答がありました。

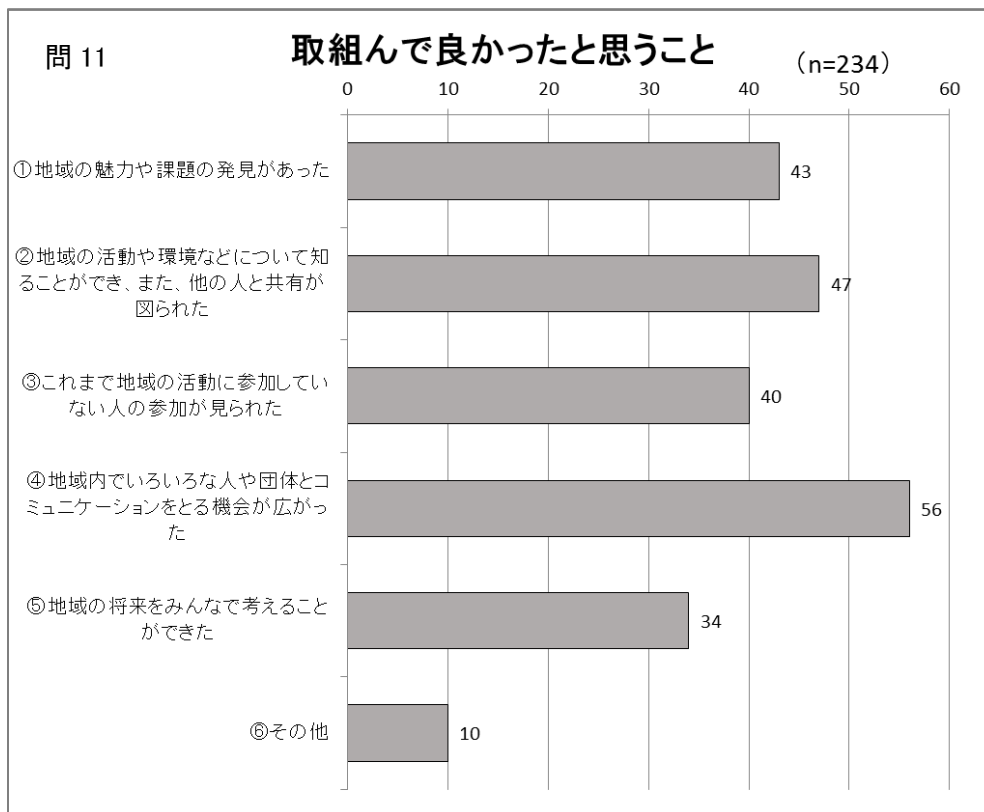
地域と行政との情報共有と課題解決につながる取組み

(n=116)



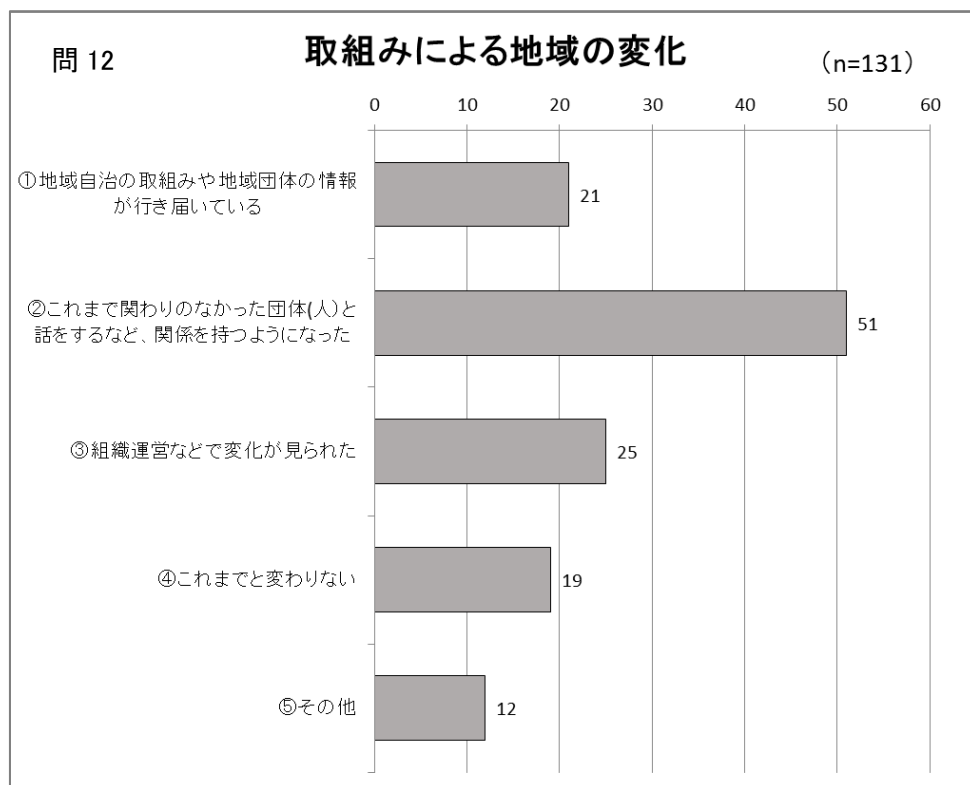
2) 地域自治の取組みで良かったと思うこと

問 11 で「地域自治の取組みを進めてきて良かったと思うこと」について尋ねたところ、「地域内でいろんな人や団体とコミュニケーションをとる機会が広がった」との回答が最も多く、56 件ありました。次いで「地域の活動や環境などについて他の人と情報共有が図られたこと」が 47 件、「地域の魅力や課題の発見」が 43 件、「これまで地域の活動に参加していない人の参加が見られた」が 40 件となっています。



3) 地域自治の取組みによる地域の変化

問 12 では、「地域自治の取組みにより地域に変化が見られたか」を尋ねました。地域自治の取組みにより、「これまで関わりのなかった団体（人）と話をするなど、関係を持つようになった」が最も多く、51 件ありました。一方、「これまでと変わらない」と感じている意見は 19 件ありました。



4) 自由意見

項目	意見内容
1) 取組みへの期待・提案等	<p>○安心安全の町づくりには“地域力”は必要だと感じている。出来る限り、皆が、ボランティアに行事に参加できるよう、より啓発活動を強化してほしいと思う。(他1件)</p> <p>○自治組織として歩きだした。PR活動を徹底しコミュニケーションを図っていこうと思う。(他1件)</p> <p>○各地域に既存している多種多様な団体を包括的にサポートできる地域自治組織になって欲しい。例えば、各団体でそれぞれ出している広報誌を1つにまとめて、各団体誌は廃止するなど。地域の団体種類が多すぎる。統廃合してはどうか。(他1件)</p> <p>○いろいろな組織団体での活動がある中で、いかに負担を減らし、かつ広く住民が活動に参加できるシステム、仕組みとはどんなものが難しい。比較的時間に余裕のある若年シルバーの生きがいになる活動にできないかと考える。30代～50代は仕事、パート、PTA等各種活動で忙しい。(他1件)</p> <p>○立上ったばかりなので、これからが地域力の見せどころだと思っている。(他6件)</p> <p>○立ち上げたばかりであるが連携が強くなったと思われ、今後とも努力していきたいと思っている。(他1件)</p> <p>○地域全体が盛り上がってきている。地域の人々がもう少し参加してほしい。(少しずつ増えている) (他2件)</p>
2) 取組みの課題	<p><活動の担い手></p> <p>○取り組んで行きたい新しい地域課題多し、されど対応能力(人、知識)が全く不足。事務局機能を拡充する必要があるが、ボランティアベースでは限界。雇用ができる財政的基盤が必要ではと考える。</p>

項目	意見内容
<p>(つづき)</p> <p>2) 取組みの課題</p>	<p>○積極的に活動している地域団体の顔ぶれが同じ。地域自治の取組みに対して役員が多忙すぎる。(他4件)</p> <p>○地域の活性化を図るという意味でも、若い人や子育て中の方が参画する必要があると思う。(他1件)</p> <p>○地域自治の参加者が高齢化している。</p> <p><組織の意思決定(運営)></p> <p>○町として意見を統一するのはむずかしい。どうしても一部の意見が通っていく。それが町の意見といえるのか。(他3件)</p> <p>○良かった反面、多忙を極めるので特定の人たちに過度の負担がかかり、中長期的なビジョンを協議出来ない。</p> <p><取組みへの理解></p> <p>○地域力を高めたいと思って、自治組織の設立に向けて進めていますが、地域住民への報知と認識を高めることが重要と考えている。あせらずコツコツ地道な活動が大切と思う。(他3件)</p> <p>○まだまだ、住民の積極的な参加や自治組織に対する意識・関心度が低く、住民と組織・団体との間に溝が感じられる。今後も粘り強く取り組んで行く必要がある。(他4件)</p> <p><その他></p> <p>○自治会加入 42%と低いため、加入促進も併せて重要な活動かと。特にマンションと高齢者。(他3件)</p> <p>○地域自治組織が結成されたが、依然として、公民分館、福祉委員会、防犯支部が縦割りの活動をしている。</p>
<p>3) 行政に求めること</p>	<p>○地域より、行政の規制がハードルになっている。</p> <p>○市として、補助金のルートを一本化するなど、縦割りの防止を図りたい。</p> <p>○地域自治の取組みについて行政がもっと積極的なリーダーシップを示してほしい。(他2件)</p> <p>○住民サイドの取組み課題以上に、行政内での住民へのサービスについて十分な討議を行ってほしい。その結果などの報告が欲しい。(他1件)</p>
<p>4) 取組みに対する疑問等</p>	<p>○私の浅はかな理解力ではあるが、今は無駄な取り組みであるように思っている。住民からの発案・発信があってこそその地域自治必要性であり、本気度であると思う。ある程度の骨組みは絶対必要であると思うが、そのための血税使用には、私個人として納得のいくものではないと思っている。今回のアンケートの主旨が、自治組織を発展的に進めていくためのものと理解した。であったとしても、問いに対し肯定的な回答に対してだけの理由記入であり、否定的回答に対する意見の記入項目がない形式になっているのは、いかがなものだろうか。アンケートをとるからには、集計結果が届けられると信じる。(他1件)</p> <p>○このようなアンケートを取って何の意味があるのか全く理解できない。自治システムに取り組んでいる地域やそこに関わっている人達の現状や意識は、そこに関わっている職員はわかっているのではないか。質問の内容も評価できるものではなく、税金の無駄使いだと思う。(他1件)</p>

(3) 市民公益活動推進委員会の意見

① 地域自治推進条例の見直しについて

地域自治推進条例の運用状況について、条例施行後約3年間の取組みの実施状況や、成果、課題等について検討しましたが、意見交換会で出された意見にも表れているとおり、まだ地域自治への理解を深めていく段階にあるといえます。現時点では、条例や制度を見直す必要はありません。

今後も、地域住民の皆さんの意見を聞きながら定期的に運用状況を点検し、必要に応じて見直しを行いながら、地域自治の取組みを推進してください。

② 今後の取組みについて

地域自治への理解を深め、取組みを推進していくためには、地域の内発性を喚起していくことが肝要です。初めての地域には、地域自治組織を作るための働きかけをするのではなく、こんなまちにしたいという地域の将来ビジョンを考えたり、地域の悩みや課題を聞いて解決方法を一緒に考えることから始めるなど、地域の意欲や主体的な取組みを引き出し、高めていく仕掛けも必要です。

こうした観点から、3年間の成果と課題を踏まえて、次の4点の方策を提案します。

1) 市の支援のあり方の再設計

地域によっては、地域自治組織の必要性を感じていない地域や、少子高齢化が進んで活動力が弱くなっている地域もあります。そうした地域が、取組みの出発点に立てるようになるための支援も必要です。

現行の3段階に加えて、マイナス、ゼロ段階の地域への支援についても検討し、地域の段階に応じた地域担当職員の役割や支援のあり方について、改めて設計し直すことを提案します。

2) 地域の課題の把握

地域の人材確保や事務負担への懸念があり、地域自治への関心はあるけれども一歩を踏み出せないという地域もあるようです。こうした地域の声を丁寧に聞き取り、課題整理し、悩みや不安を解消していくことが必要です。

たとえば、自治会未加入者やマンションの住民、ひとり暮らしの高齢者などにアプローチしていく手法の研究や、有償で常設型の事務局を持つことが望ましいことなどを打ち出すこと、また、現状で良いという地域に対しては、若い世代や女性の声が反映されているか、活動に参画できているかという気づきを促すことを提案します。

3) 民間人材の活用

地域への働きかけや支援を地域担当職員だけに任せるのではなく、民間の人材を活用することで、地域と常駐的に関わりながら、専門性やノウハウを活かした支援をすることが可能になり、より効果的な取組みが期待できます。提案公募型委託制度を活用するなどにより、民間人材の派遣制度を導入することを提案します。

4) 校区単位の将来推計値の公表

地域自治の取組みの必要性について理解が進みにくいのは、少子化、高齢化により、今後、自分たちの地域がどうなるのか、具体的なイメージがつかみにくいことも一因と考えられます。このため、小学校区単位の人口・世帯数、事故等件数、市税収入、職員数、扶助費など地域と深く関わる統計を10年、20年先の推計を含めて作成し公表することを提案します。そうすることで、今、何をしなければならぬか、危機感を持って具体的な議論を進めやすくなります。

1. 豊中市地域自治推進条例制定の取組み

(1) 制定の目的

多様化、複雑化する地域の課題は、地域のことをよく知る住民が、地域の特性に応じて主体的に取り組み、行政がその取組みを支援することにより、より良い解決を図ることができます（＝地域自治の考え方）。豊中市では、教育や福祉、防犯などさまざまな分野で、地域の皆さんによる地道な活動が展開され、住みよい地域づくりを支えてきました。

しかし、近年、高齢化や地域に関心を持つ人の減少などにより、地域の間関係が希薄化し、活動への参加者が少なくなってきています。今後、少子高齢化がさらに進み、人口は減少していきます。日ごろの見守りや災害への備えなど、身近な地域での支え合いを維持していくためには、より多くの人や団体が参加し、つながりを持って取り組むことが大切です。

豊中市地域自治推進条例は、地域と市それぞれの仕組みを整えることにより、地域自治の発展に寄与することを目的としています。豊中の市民力、地域力を総合的につなぎ、より効果的に発揮できるようにすることで、地域と市が協力・連携してより良い地域づくりを進めます。

(2) 制定の経過

平成 19 年（2007 年）4 月に施行した豊中市自治基本条例で、前述の地域自治の考え方を示した本市は、市民力、地域力が発揮できる環境を整えて地域コミュニティを活性化し、それを基礎にした地域自治を実現していくために、平成 21 年（2009 年）に「豊中市コミュニティ基本方針」を策定。引き続き、取組みを推進するための仕組み（地域自治システム）を検討し、フィールド調査や意見交換会を経て、地域自治組織や市の支援制度、市の体制についての考え方をまとめました。

平成 23 年度（2011 年度）には、モデル地域で地域コミュニティの活性化や地域自治組織の形成に向けた取組みを試行し、その結果を踏まえた豊中市地域自治推進条例を平成 24 年（2012 年）3 月に制定。中核市「豊中」のスタートに合わせた同年 4 月、同条例を施行し、豊中スタイルの地域自治システムを創設しました。

(3) 地域自治を推進するための仕組みづくり

地域自治システムは、これまでの地域の各種団体と市の各部局の分野別の関係に加え、地域と市が協働で地域課題の解決に総合的に取り組むための関係をつくるものです。

地域では、おおむね小学校区を範囲に、住民や団体が知恵や力を持ち寄って課題を解決していく寄り合いの仕組みをつくり、地域全体で取り組む必要のある課題や各団体に共通する課題に対応できるようにします。また、誰もが参加して地域のことについて話し合う場（ラウンドテーブル）をつくります。

他方で、市は、各部局が情報共有、協力・連携して地域の課題に総合的に対応するための体制を整えます。また、地域と行政をつなぐ窓口となる職員を配置。全市一斉一律ではなく、地域の特色を生かした、それぞれの地域ならではの取組みを促進し、地域自治の実現をめざします。

2. 地域自治推進に関する条例・規則等

豊中市地域自治推進条例

(平成 24 年豊中市条例第 1 号)

公布 平成 24 年 3 月 30 日

施行 平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この条例は、豊中市自治基本条例（平成 19 年豊中市条例第 4 号）第 12 条第 1 項に規定する地域自治組織の形成及び活動に関し必要な事項を定めるとともに、その他地域自治に関する事項を定めることにより、地域自治の推進を図り、もって地域自治の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域自治組織 豊中市自治基本条例第 12 条第 1 項に規定する地域自治組織をいう。
- (2) 地域コミュニティ 日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成される人々のつながりをいう。
- (3) 地域住民 次に掲げるものをいう。
 - ア その地域内に居住する者
 - イ その地域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ その地域内で活動する個人及び法人その他の団体
 - エ その地域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - オ その地域内に存する学校等に在学等する者

(基本理念)

第 3 条 地域自治は、地域住民による活発な地域コミュニティの活動を基礎として成り立つものであることにかんがみ、地域住民及び市が、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 地域住民が主体となって地域コミュニティを活性化することができるよう配慮すること。
- (2) 地域自治組織の形成及び活動を通じて、地域自治の仕組みを継承し、及び発展させることができるよう段階的に取り組むこと。

(地域自治の原則)

第 4 条 地域自治は、次に掲げる原則に即して推進されるものとする。

- (1) 自主性の尊重と対等の原則 一人ひとりが地域のことを自ら考え、行動することを尊重するとともに、地域住民が互いに対等な立場で取り組むこと。
- (2) 民主性の原則 民主的に定められた規約等にとり、民主的な手続により取り組むこと。
- (3) 地域資源尊重の原則 地域の歴史、文化、景観、活動その他の地域の資源を尊重し、当該地域の特性に応じて取り組むこと。
- (4) 補完性の原則 地域住民が協力、連携及び相互支援を図りながら地域の課題の解決に向けた取組を行うとともに、市がその取組に必要な施策を実施すること。
- (5) 情報共有・参画・協働の原則 地域に関する情報を共有し、可能な限り幅広い地域住民の参画を得て、協働により取り組むこと。

(地域住民の責務)

第 5 条 地域住民は、地域に関心を持つことにより地域コミュニティを活性化し、地域の課題の解決に向けた取組に積極的に参画するよう努めなければならない。

(市の責務)

第 6 条 市は、地域コミュニティの活性化並びに地域自治組織の形成及び活動の支援その他地域自治の推進に必要な施策を実施しなければならない。

(地域自治組織の認定等)

第 7 条 地域自治組織は、次の各号のいずれにも該当するときは、市長の認定を受けることができる。

- (1) 地域住民が、対等な立場で話し合う場を設定し、及び第 4 条各号に掲げる地域自治の原則に即した取組を通じて地域の将来像を共有することにより、形成した組織であること。
- (2) 地域自治組織が組織する地域の範囲は、市長が必要と認める一定の区域であること。
- (3) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活動の総合的な調整その他地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であること。
- (4) その地域内に居住する全ての者で組織していること及び第 4 条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定め

る基準に適合するものであること。

- 2 地域自治組織は、前項の認定を受けようとするときは、市規則で定める書類を添えて認定申込書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、当該地域自治組織にその旨を書面により通知するものとする。
- 4 市長は、前項の審査を行う場合において、その地域自治組織が組織する地域の範囲の全部又は一部が、既に第1項の認定を受けている地域自治組織が組織する地域の範囲と重複するときは、第1項の認定を行わない。
- 5 第1項の認定を受けた地域自治組織（以下「認定を受けた地域自治組織」という。）は、代表者又は規約の変更その他の市規則で定める事由に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、認定を受けた地域自治組織が第1項各号の規定に該当しなくなったと認めるときその他市規則で定める事由に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

（市の支援）

第8条 市は、前条第1項第1号に規定する取組を通じて地域自治組織を形成しようとする組織又は同項の認定を受けようとする地域自治組織に対し、地域における人材の育成、活動に要する経費の一部の助成その他必要な支援を実施しなければならない。

- 2 市は、認定を受けた地域自治組織に対し、活動に要する経費の一部の助成、活動について必要な情報の提供その他必要な支援を実施しなければならない。

（地域づくり活動計画）

第9条 認定を受けた地域自治組織は、地域の将来像の実現に向けた活動を総合的及び計画的に実施するため、計画期間、活動の内容、役割分担その他市規則で定める事項を記載した計画（以下「地域づくり活動計画」という。）の策定に努めるものとする。

（パートナーシップ会議等）

第10条 認定を受けた地域自治組織及び市は、地域づくり活動計画の内容その他重要な地域の課題について情報を共有し、又は当該課題の解決に向けて協議するための会議（以下「パートナーシップ会議」という。）を開催することができる。

- 2 認定を受けた地域自治組織及び市は、パートナーシップ会議の結果を踏まえ、協力し、連携

し、及び協働して地域の課題の解決に向けた取組を行うものとする。

- 3 認定を受けた地域自治組織及び市は、前項に規定する取組を行う場合において、豊中市自治基本条例第29条第1項に規定するパートナーシップ協定を締結することができる。
（活動報告等）

第11条 認定を受けた地域自治組織は、毎年度、市長が必要と認める書類を添えて活動の報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

（推進体制の整備等）

第12条 市は、地域自治を総合的に推進するため、次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 地域自治組織の形成及び活動の支援を担当する職員の配置、市の組織内の連携の確保その他必要な体制を整備すること。
- (2) 地域住民としての視点を有し、かつ、地域の特性を把握し、地域住民と連携し、及び協働して地域の課題の解決に向けて取り組む職員を育成すること。

（施策の実施状況の評価等）

第13条 市長は、毎年度、地域自治の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、その内容を評価しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による評価の結果を市のホームページに掲載する方法及び市長の指定する場所における閲覧による方法により公表しなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 市長は、地域自治の推進状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行後3年以内に、運用状況について検討を加えなければならない。この場合において、地域住民は、市長に対して、この条例の運用状況及び見直しについて意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の検討の結果を公表するとともに、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。

豊中市地域自治推進条例施行規則

(平成 24 年豊中市規則第 6 号)

公布 平成 24 年 3 月 30 日

施行 平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、豊中市地域自治推進条例(平成 24 年豊中市条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(地域自治組織の認定申込みの添付書類)

第 2 条 条例第 7 条第 2 項に規定する市規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を規定した規約

ア 地域自治組織の名称及び主たる事務所の所在地

イ 地域自治組織の目的を達成するための活動に関すること。

ウ 地域自治組織の地域の範囲

エ 地域自治組織の構成に関すること。

オ 不参加による不利益取扱いの禁止、意思決定手続その他の地域自治組織の運営に関すること。

カ 会計に関すること。

キ 規約の変更に関すること。

(2) 役員の名簿

(3) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する地域の将来像を共有することにより、形成した組織であることを証する書面

(4) 当該年度の活動の計画書及び予算書

(5) その他市長が必要と認める書面

(地域自治組織の認定の通知)

第 3 条 条例第 7 条第 3 項の書面は、地域自治組織認定可否決定通知書とする。

(地域自治組織の届出事由)

第 4 条 条例第 7 条第 5 項に規定する市規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 地域自治組織の代表者及びその他の役員を変更したとき。

(2) 地域自治組織の規約を変更したとき。

(3) 地域自治組織を解散したとき。

(4) その他市長が必要と認める事由

(地域自治組織の認定の取消事由)

第 5 条 条例第 7 条第 6 項に規定する市規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 地域自治組織の活動が次のいずれかに該当すると認めるとき。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及

び信者を教化育成することを目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

エ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(2) 地域自治組織の目的を達成するための活動を 1 年以上全く行っていないと認めるとき。

(3) 地域自治組織に対する助成金を助成の目的以外に使用し、又は詐欺その他不正な方法により交付を受けたものと認めるとき。

(4) 規約に基づいた運営が行われていないと認めるとき。

(5) 地域自治組織が認定取消申出書を市長に提出したとき。

(6) その他市長が必要と認める事由

(助成)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により助成を受けようとする組織は、活動の計画書、予算書その他市長が必要と認める書類を添えて助成金交付申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、助成を実施すべきものと認めるときは、助成の決定をするものとする。

(地域づくり活動計画の記載事項)

第 7 条 条例第 9 条に規定する市規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 活動の実施時期

(2) 活動の実施方法

(3) その他活動の実施に必要な事項

(通知書等の様式)

第 8 条 この規則による通知書等の様式については、市長が別に定める。

(施行細目)

第 9 条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

地域自治組織の認定に関する確認事項

地域自治組織の認定を行う際に、条例第7条第1項に定める要件を満たしているかを次のとおり確認します。

1. 必要書類と必要記載事項（規則第2条）

(1)	次の事項を規定した規約	
	ア	地域自治組織の名称及び主たる事務所の所在地
	イ	地域自治組織の目的を達成するための活動に関すること。
	ウ	地域自治組織の地域の範囲
	エ	地域自治組織の構成に関すること。
	オ	不参加による不利益取扱いの禁止，意思決定手続その他の地域自治組織の運営に関すること。
	カ	会計に関すること。
	キ	規約の変更に関すること。
(2)	役員の名簿	
(3)	条例第7条第1項第1号に規定する地域の将来像を共有することにより，形成した組織であることを証する書面（例；取組み記録、地域の将来像、地域自治助成金の報告書、広報物など）	
(4)	当該年度の活動の計画書及び予算書	
(5)	その他市長が必要と認める書面	

2. 確認項目

認定要件（条例第7条第1項）	確認項目	書類	
(1) 地域住民が、対等な立場で話し合う場を設定し、及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した取組を通じて地域の将来像を共有することにより、形成した組織であること。	①地域住民のだれもが参加して意見を述べられる場を設けて取り組んでいること。	(3)	
	②上記の場に参加していない人の意見を聴くための努力や工夫をしていること。	(3)	
	③地域の将来像を作成し、共有していること。	(3)	
	1) 自主性の尊重と対等の原則	④取組みに参加しない住民や団体に対しても、参加の機会を保障していること。	(3)
		⑤取組みへの参加者は、所属団体や団体の規模などにかかわらず、同じ権利と責務を持つこと。	(3)
	2) 民主性の原則	⑥組織運営のルールについて参加者が話し合い、規約等を定めていること。	(3)
	3) 地域資源尊重の原則	⑦地域の歴史や地域団体の活動など、地域の資源を発見または共有する取組みを実施していること。	(3)
	4) 補完性の原則	⑧地域の課題解決のために、地域でできることを話し合い、協力・役割分担して取り組んでいること。	(3)
	5) 情報共有・参画・協働の原則	⑨取組みの過程を公開していること。	(3)
		⑩取組みに関する情報を、すべての地域住民に届ける努力や工夫をしていること。	(3)
		⑪より多くの地域住民の意見を聴くための取組みを実施していること。	(3)
		⑫さまざまな分野、世代、地区の代表者が取組みに参画していること。	(3)
	(2) 組織する地域の範囲は、市長が必要と認める一定の区域であること。	①地域自治組織の地域の範囲は、原則として小学校区であること。	(1)ウ

認定要件（条例第7条第1項）	確認項目	書類
(3) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活動の総合的な調整その他地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であること。	①全ての地域住民を対象として、地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であることを明らかにしていること。	(1)イ
	②地域の将来像や事業計画書に、地域の特性やこれまでの活動を活かした取組が盛り込まれていること（要件(4)の3)⑥を補完）。	(3) (4)
(4) その地域内に居住する全ての者で組織していること及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること。	①全ての住民で組織することを明らかにしていること。	(1)エ
1) 自主性の尊重と対等の原則	②地域自治組織の取組に参加しない住民や団体に対して、不利益な取扱いをしないこと。	(1)オ
	③取組みへの参加者は、所属団体や団体の規模などにかかわらず、同じ権利と責務を持つこと。	(1)オ
2) 民主性の原則	④意思決定にあたっては、十分に話し合うことを基本としていること。	(1)オ
	⑤住民のだれもが、組織の意思決定に関する情報を得、又は意思決定に参加できること。	(1) オ・カ・キ
3) 地域資源尊重の原則	⑥地域の多様な住民や団体（地域団体、NPO、事業者等）の力を活かして運営する体制となっていること。	(1) エ・オ
4) 補完性の原則	⑦地域の将来像の実現に向けて、地域住民が、地域課題の解決に取り組む組織であること。	(1)イ (4)
5) 情報共有・参画・協働の原則	⑧組織の運営や活動に関する情報を公開すること。	(1) オ・カ
	⑨多様な分野、世代、地区の住民や団体が、組織の運営や活動に参画していること。	(1) エ・オ

地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市地域自治推進条例施行規則(平成24年豊中市規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、豊中市地域自治推進条例(平成24年豊中市条例第1号。以下「条例」という。)第8条第1項及び第2項の規定により市が実施する助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の額等)

第2条 助成金の額及び助成率は、毎年度予算の範囲内で、市長が定める。

(助成の種類及び助成限度額等)

第3条 助成の種類は次のとおりとする。

- (1) 条例第8条第1項の規定による助成 地域自治助成金
- (2) 条例第8条第2項の規定による助成 地域自治組織活動交付金及び地域づくり活動計画策定助成金

2 前項第1号の助成の申込みができる組織は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) おおむね小学校区を活動の範囲としていること
- (2) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活性化又は地域自治組織の形成に向けた取組を行う組織であること
- (3) 条例第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること

3 助成限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

4 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成対象事業等)

第4条 助成の対象となる事業又は事務(以下「助成対象事業等」という。)は、助成の種類に応じて次のとおりとし、規則第6条第1項の規定により助成を受けようとする組織(以下「助成申込組織」という。)が自ら実施するものであって、かつ、活動の計画書及び予算書に掲載されているものとする。

- (1) 地域自治助成金
 - ア 地域自治についての学習又は意見交換に関する事業等
 - イ 地域住民の意見若しくはニーズ等の把握又は参画の促進に関する事業等
 - ウ 地域の情報の発信又は共有に関する事

業等

エ 地域自治組織の形成に向けて、地域住民が対等な立場で話し合う場の設定及び地域の将来像の共有に関する事業等

オ アからエまでに掲げるもののほか、地域コミュニティの活性化又は地域自治組織の形成に資する事業等

(2) 地域自治組織活動交付金

ア 前号のアからウまでに掲げる事業等

イ 地域コミュニティの活動の総合的な調整に関する事業等

ウ 地域づくり活動計画(条例第9条に規定する「地域づくり活動計画」をいう。以下同じ。)の策定又は更新に関する事業等

エ 地域づくり活動計画に掲載された事業等

オ アからエまでに掲げるもののほか、地域コミュニティの活性化又は地域の課題の解決に資する事業等

(3) 地域づくり活動計画策定助成金 地域づくり活動計画の策定に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、市が実施する他の制度による助成を受けることができる事業等、又は助成の申込み前にすでに当該地域において独自の財源により実施されている事業等と同一の内容、対象者及び実施方法のものは、助成対象事業等としない。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業等の実施に要する経費のうち別表第2に掲げるものであって、規則第6条第2項の規定により助成の決定を行った日の属する年度の年度内に支出されたものとする。

(助成の申込み)

第6条 助成申込組織は、次に掲げる書類を添えて助成金交付申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の全ての活動の計画書及び予算書。地域づくり活動計画策定助成金の申込みをする組織にあっては、地域づくり活動計画策定に係る活動の計画及び予算額を明らかにすること。
- (2) 条例第7条第1項の認定を受けた地域自治組織にあっては、前号の計画書及び予算書が組織の議決を受けたことを証する書面
- (3) 地域自治助成金の申込をする組織にあっては、規約及び役員の名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 助成の申込みは、1年度につき1回とする。
(決定等の通知)

第7条 市長は、規則第6条第2項の規定により助成の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を助成金交付決定通知書により、当該助成申込組織にその旨を通知するものとする。

2 市長は、助成を実施すべきでないと認めるときは、助成金不交付決定通知書により、当該助成申込組織に理由を付してその旨を通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた組織(以下「交付決定組織」という。)は、速やかに助成金交付請求書を市長に提出するものとする。

(助成金の交付時期等)

第9条 助成金の交付は、地域自治組織活動交付金については、毎年度4月及び9月に、1回につき交付決定額の半額を、その他の助成金については、交付請求後速やかに交付決定額を交付するものとする。ただし、交付請求の時期、交付決定に付した条件又は助成対象事業等の実施時期若しくは実施状況等の事情により市長が必要と認めるときは、随時にこれを行い、又は1回当たりの交付金額を変更することができる。

(決定の変更等)

第10条 交付決定組織は、活動の計画書若しくは予算書に記載された事項の変更又は新規の事業等の追加の必要が生じたときは、あらかじめ変更後又は新規の事業等の計画書及び予算書その他市長が必要と認める書類を添えて助成事業等変更又は追加申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、規則第6条第2項の規定により助成の決定をした場合において、交付決定組織から前項の申込書の提出があったときその他交付決定後の事情の変更による特別の必要が生じたときは、助成の決定の全部若しくは一部の取消又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件の変更をすることができる。ただし、助成金の交付額の増額は、新規の事業等を追加する場合に限り、第3条第3項の助成限度額の範囲内で行うものとする。

3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、助成事業等の変更又は追加の可否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により助成事業等の変更

又は追加の可否を決定したときは、助成事業等変更又は追加可否決定通知書により当該申込みをした交付決定組織にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定組織は、当該助成対象事業等が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて助成金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 当該年度のすべての活動の報告書及び決算書。地域づくり活動計画策定助成金の交付を受けた組織にあっては、地域づくり活動計画策定に係る活動の実施状況及び決算額を明らかにすること。

(2) 金銭出納帳の写し

(3) 領収書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定組織が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金を当該助成対象事業等以外の用途に使用したとき。

(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(帳簿等の整備)

第14条 交付決定組織は、当該助成事業等に係る金銭出納帳及び領収書等を常に整備しておかななければならない。

(帳簿等の閲覧)

第15条 交付決定組織は、第7条第1項の規定による助成金の交付決定通知があった日から同日の属する年度の翌々年度の末日まで、主たる事務所の所在地その他交付決定組織が指定する場所において、当該助成に関する書類又はその写しを地域住民の閲覧に供しなければならない。

(指示及び検査)

第16条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定組織に対し、随時、当該助成金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。
(交付申込書等の様式)

第17条 規則及びこの要綱による申込書等の様式は、様式第1号から様式第7号までに定めるとおりとする。

(その他の事項)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から実施する。

別表第1 (第3条関係) 助成の種類及び助成限度額

助成の種類	助成限度額
地域自治助成金	一つの組織につき、「10 円×当該組織が範囲とする小学校区の人口×高齢者率係数×年少人口率係数により算出した額+100,000 円」又は 300,000 円のいずれか低い額を限度とし、申込みの総額が限度額の範囲内で、3 回まで申込みをすることができる。
地域自治組織活動交付金	一つの組織につき、「50 円×当該組織が範囲とする小学校区の人口×高齢者率係数×年少人口率係数により算出した額+2,000,000 円」又は 3,000,000 円のいずれか低い額を限度とする。
地域づくり活動計画策定助成金	一つの組織につき、200,000 円を限度とし、申込みの総額が限度額の範囲内で、3 回まで申込みをすることができる。

備考

- 1 小学校区人口、高齢者率（65歳以上の人口割合をいう。）及び年少人口率（15歳未満の人口割合をいう。）は、助成対象年度の前年度の10月1日現在の人口統計に基づき算出する。
- 2 高齢者率係数は、当該小学校区の高齢者率を市の高齢者率で除した数、年少人口率係数は、当該小学校区の年少人口率を市の年少人口率で除した数とし、いずれの係数も、1を下回る場合は1とする。

別表第2 (第5条関係) 助成対象経費

経費区分	主な内容
謝礼金等	講師又は出演者等への謝礼金、事業又は事務を行うスタッフへの謝礼金等（役務の提供に対する謝礼対価）
旅費交通費	交通費、駐車場代等
会議費	会議の会場代、コピー代、茶代等
消耗品費	事務用品費、コピー代、教材・食材費、景品代等
食糧費	来客、講師又は出演者等の茶代 （懇親会、スタッフの弁当代等は対象外）
印刷製本費	冊子等の印刷代（印刷事業者に発注するもの）等
修繕料	所管する備品等の修繕料等
通信費	切手又ははがき、送料、電話代等
手数料	ごみ処理経費、振込手数料等
保険料	傷害保険、ボランティア保険等
委託料	清掃、設営等
使用料及び賃借料	会場代、車両借上料、備品等のリース又はレンタル代等
備品購入費	活動の継続実施に必要な備品
負担金	他団体と協働で実施する事業の負担分
その他	市長が特に必要と認めるもの

備考

- 1 備品購入費は、1式200,000円を限度とする。
- 2 備品は、リース又はレンタルを原則とする。購入は、使用頻度及び維持管理経費等を考慮した上で決定するものとし、購入する備品の管理、使用及び貸出のルールを定めるものとする

地域自治助成金の申込み組織の要件に関する確認事項

地域自治組織を形成しようとする組織への地域自治助成金の交付に際し、要綱第3条第2項に定める要件を満たしているかを次のとおり確認します。

1. 必要書類（要綱第6条）

(1)	当該年度の全ての活動の計画書及び予算書
(2)	規約及び役員の名簿
(3)	その他市長が必要と認める書類（組織設立までの過程に関する書類、見積書など）

2. 確認項目（要綱第3条第2項）

申込要件	確認項目	書類
(1) おおむね小学校区を活動の範囲としていること	①活動の範囲は、おおむね小学校区であること。	(2)
(2) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活性化又は地域自治組織の形成に向けた取組を行う組織であること	①全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活性化または地域自治組織の形成に向けた取組を行う組織であることを明らかにしていること。	(2)
(3) 条例第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行う組織であること		
1) 自主性の尊重と対等の原則	①取組みに参加しない住民や団体に対しても、参加の機会を保障していること。	(2)、(3)
	②取組みへの参加者は、所属団体や団体の規模などにかかわらず、同じ権利と責務を持つこと。	(2)
2) 民主性の原則	③意思決定にあたっては、十分に話し合うことを基本としていること。	(2)
	④地域住民のだれもが参加して意見を述べられるようにしていること。	(2)
3) 地域資源尊重の原則	⑤地域の特性を活かして、地域ならではの取組みを実施しようとしていること。	(1)、(2)
4) 補完性の原則	⑥地域の課題を見出し、その解決に向けて取り組もうとしていること。	(2)
5) 情報共有・参画・協働の原則	⑦取組みの過程を公開すること。	(2)
	⑧取組みに関する情報を、すべての地域住民に届ける努力や工夫をすること。	(2)
	⑨さまざまな分野、世代、地区の代表者が組織運営に参画できるよう努めていること。	(2)、(3)

3. 地域自治の取組みに関するアンケート調査票

地域自治の取組みに関するアンケート調査へのご協力をお願い

平成 27 年（2015 年）1 月

地域の皆さま

豊中市コミュニティ政策室

日頃は、市政の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

このたび、それぞれの地域で進められている「地域自治の取組み」について、皆さまからご意見をうかがい、今後の施策の推進に活かしていきたいと考えております。

つきましては、年始ご多忙のところ、また、回収期間が短いなか、誠に申し訳ございませんが、調査にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、皆さまから得られた回答は、調査の目的以外に使用することはありません。皆さまの率直なご意見をお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

ご回答にあたってのお願い

《調査の目的》

豊中市では、平成 24 年（2012 年）に地域自治推進条例を施行し、地域コミュニティの活性化と、小学校区を単位とした地域の連携・協働の仕組み（地域自治組織）づくりに取り組んでいます。この地域自治の仕組みが、条例の理念や原則をより効果的に実現していくものとなることを目的とします。

【参考：地域自治の原則】

- ①自主性の尊重と対等の原則
- ②民主性の原則
- ③地域資源尊重の原則
- ④補完性の原則
- ⑤情報共有・参画・協働の原則

《対象者》

地域自治組織及び組織化に向けた検討会の運営に中心的に関っている 1 2 1 人の方を対象としています。

1. 記入方法

アンケート調査票に、直接ご記入ください。

2. 回収方法

ご記入いただいたアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れ、
1月15日（木）までに 郵便ポストに投函 してください。

3. 問合せ先

コミュニティ政策室 林・荒谷・藤田

電 話 06-6858-2727 FAX 06-4865-2058

E-Mail community@city.toyonaka.osaka.jp

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆アンケート調査票◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

I 地域自治組織（検討会含む）の取組みの進め方について

問1. 地域自治組織（検討会を含む）の取組みについて、より多くの住民を巻き込む工夫がみられると思いますか（該当する番号を1つ選び○をつけてください）

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 「そう思う」 | 3 「どちらかと言えば、そう思わない」 |
| 2 「どちらかと言えば、そう思う」 | 4 「そう思わない」 |

問2. 「そう思う」又は「どちらかと言えば、そう思う」を選ばれる工夫は、どのように行われていますか（該当する番号すべてに○をつけてください）

- 1 チラシの配布やポスターの掲示、ホームページなどで、住民に広く情報提供されている
- 2 子どもから高齢者まで、多くの世代の人が参加できるような活動を行っている
- 3 地域の各団体が連携・協力する体制がある
- 4 その他 []

問3. 組織の意思決定にあたって、十分に話し合うことができますか（該当する番号を1つ選び○をつけてください）

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 「そう思う」 | 3 「どちらかと言えば、そう思わない」 |
| 2 「どちらかと言えば、そう思う」 | 4 「そう思わない」 |

問4. 「そう思う」又は「どちらかと言えば、そう思う」を選ばれた理由は（該当する番号すべてに○をつけてください）

- 1 組織の規約どおり十分に話し合いが行われている
- 2 事前に部会活動等で住民間で意見交換を行い、意思決定の場に提案している
- 3 重要な案件については、住民から広く意見を聴く場を設けている
- 4 その他 []

問5. 地域の資源（地域の歴史や活動（人）、環境など）を活かした取組みが行われていますか（該当する番号を1つ選び○をつけてください）

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 「そう思う」 | 3 「どちらかと言えば、そう思わない」 |
| 2 「どちらかと言えば、そう思う」 | 4 「そう思わない」 |

問6. 「そう思う」又は「どちらかと言えば、そう思う」を選ばれる取組みは、どのような方法で行われていますか（該当する番号すべてに○をつけてください）

- 1 従前から取り組んでいる活動を拡充した（発展させた）
- 2 自治会や公民分館、校区福祉委員会などの既存の団体が中心となり、地域の課題解決に向けた取組みが連携・協力し行われている
- 3 既存施設（地区会館など）を活用した取組みが行われている
- 4 その他 []

問7. 組織の事業内容や会議録、会計書類などの情報が積極的に住民に届けられていると思いますか（該当する番号を1つ選び○をつけてください）

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 「そう思う」 | 3 「どちらかと言えば、そう思わない」 |
| 2 「どちらかと言えば、そう思う」 | 4 「そう思わない」 |

問8. 「そう思う」又は「どちらかと言えば、そう思う」を選ばれる取組みは、どのような方法で行われていますか（該当する番号すべてに○をつけてください）

- 1 地域の情報紙やホームページなどで、住民に広く情報提供されている
- 2 情報を発信する拠点が住民に周知されている
- 3 地域の諸団体により情報が届けられる体制がある
- 4 その他 []

問9. 地域と市の間で情報共有が図られ、地域の課題解決につながる取組みが進んでいると思われるますか（該当する番号を1つ選び○をつけてください）

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 「そう思う」 | 3 「どちらかと言えば、そう思わない」 |
| 2 「どちらかと言えば、そう思う」 | 4 「そう思わない」 |

問10. 「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」を選ばれる理由は（該当する番号すべてに○をつけてください）

- 1 適宜、職員から行政情報の提供が行われる
- 2 課題解決に向けて行政との意見交換が行われる
- 3 地域と行政の連携・協働した取組みが見られる
- 4 その他 []

II 地域自治の取組みを実際に進められて感じたことについて

問1 1. 良かったと思うことは何かありますか（該当する番号すべてに○をつけてください）

- 1 地域の魅力（強み）や課題（弱み）の発見があった
- 2 地域の活動や環境などについて知ることができ、また、他の人と共有が図れた
- 3 これまで地域の活動に参加していない人の参加が見られた
- 4 地域内でいろいろな人や団体とコミュニケーションをとる機会が広がった
- 5 地域の将来をみんなで考えることができた
- 6 その他 []

問1 2. 取組みにより地域に変化がみられますか（該当する番号すべてに○をつけてください）

- 1 地域自治の取組みや地域団体の情報が行き届いている
- 2 これまで関わりのなかった団体（人）と話をするなど、関係を持つようになった
- 3 組織運営などで変化が見られた
- 4 これまでと変わらない
- 5 その他 []

III 属性について

問1 3. お住いの地域の地域自治の取組みはどの段階ですか（該当する番号を1つ選び○をつけてください）

- 1 地域自治組織として取組んでいる
- 2 地域自治組織の設立に向けて検討している

問1 4. あなたの性別についてお聞きします（該当する番号を1つ選び○をつけてください）

- 1 男性
- 2 女性

IV 自由意見欄

（地域自治の取組みについて、ご意見をご記入ください）

ご協力ありがとうございました。

地域自治推進条例の運用状況検討報告書 条例施行後3年間の運用状況と今後の取組み
平成27年（2015年）2月

豊中市市民協働部コミュニティ政策室

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所第一庁舎5階

電話 06-6858-3346 ファクス 06-4865-2058 メール community@city.toyonaka.osaka.jp

市ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>